

# 日本の 未来をつくる 「統計」



総務省

Ministry of Internal Affairs and Communications, JAPAN

統計局・政策統括官(統計基準担当)・統計研究研修所  
独立行政法人統計センター



# 総務省は、政府統計の中核を担っています

## 統計局

### 国勢の基本に関する統計の作成

- ・ 国勢調査、経済センサス
- ・ 雇用、消費、物価等の主要な経済統計
- ・ 人口推計等の加工統計

### 統計情報の戦略的提供の推進

- ・ 国の情報基盤として統計情報を提供
- ・ ICTの進展に伴う高度利用施策の推進
- ・ 内外と比較可能な総合統計書の編さん

### 統計に関する国際協力

## 統計研究 研修所

### 統計に関する研修の実施

- ・ 国、地方の職員等への統計に関する研修の実施

### 統計技術の研究

- ・ 高度な統計技術の研究開発
- ・ 各府省・地方公共団体への統計技術支援

## 政策統括官 (統計基準担当)

### 統計に関する政府横断的な調整

- ・ 統計に関する基本的事項の企画・立案・推進
- ・ 各府省が行う統計調査の審査・調整
- ・ 統計基準の設定
- ・ 産業連関表(10府省庁共同事業)の作成
- ・ 統計調査環境の整備
- ・ 国際統計事務の統括

## 独立行政法人 統計センター

### 国勢の基本に関する統計調査の統計編成

### 公的統計基盤サービスの提供

### 各府省・地方公共団体の統計作成支援

# 目次

<b>I</b>	<b>我が国の統計制度</b> .....	1
	我が国の統計機構／公的統計制度のポイント／ 統計改革と公的統計の整備に関する基本的な計画／統計基準	
<b>II</b>	<b>統計局</b> .....	5
	使命と行動指針 .....	5
	組織 .....	6
	<b>1 国勢の基本に関する統計の作成・提供</b> .....	7
	所管統計一覧／統計のできるまで 統計局が作成する統計 ・人口に関する基本的な統計 ・住宅・土地の状況を明らかにする統計 ・国民の就業・不就業の状況を明らかにする統計 ・社会生活の実態を明らかにする統計 ・事業所・企業に関する統計 ・科学技術に関する統計 ・家計の実態を明らかにする統計 ・物価に関する統計 ・地域に関する統計 統計データの二次的利用の推進	
	<b>2 統計情報の戦略的提供の推進</b> .....	28
	国の情報基盤としての統計情報の提供・高度利用の促進／統計リテラシーの普及・啓発／ 総合統計書の編さん／その他の情報発信	
	<b>3 統計に関する国際協力</b> .....	35
	統計図書館／統計資料館 .....	36
<b>III</b>	<b>統計研究研修所</b> .....	38
	<b>1 統計研修の実施</b> .....	38
	オンライン研修／集合研修 ～多岐にわたる豊富な講座～／研修生の宿泊施設	
	<b>2 統計技術に関する研究</b> .....	40
	統計技術の研究／統計研究彙報の刊行／リサーチペーパーの刊行／ 日本統計学会等への参加	
<b>IV</b>	<b>政策統括官(統計基準担当)</b> .....	41
	統計に関する基本的事項の企画・立案・推進／統計調査の審査・調整／ 産業連関表の作成／統計基準の設定／統計調査環境の整備／国際統計事務の統括	
<b>V</b>	<b>独立行政法人統計センター</b> .....	46
	統計の作成(統計編成)／公的統計基盤サービス	

## 付録

主要刊行物一覧／統計情報の提供状況一覧／統計局・政策統括官(統計基準担当)・統計研究研修所・  
独立行政法人統計センターの沿革及び組織の変遷／総務省の組織図／基幹統計一覧

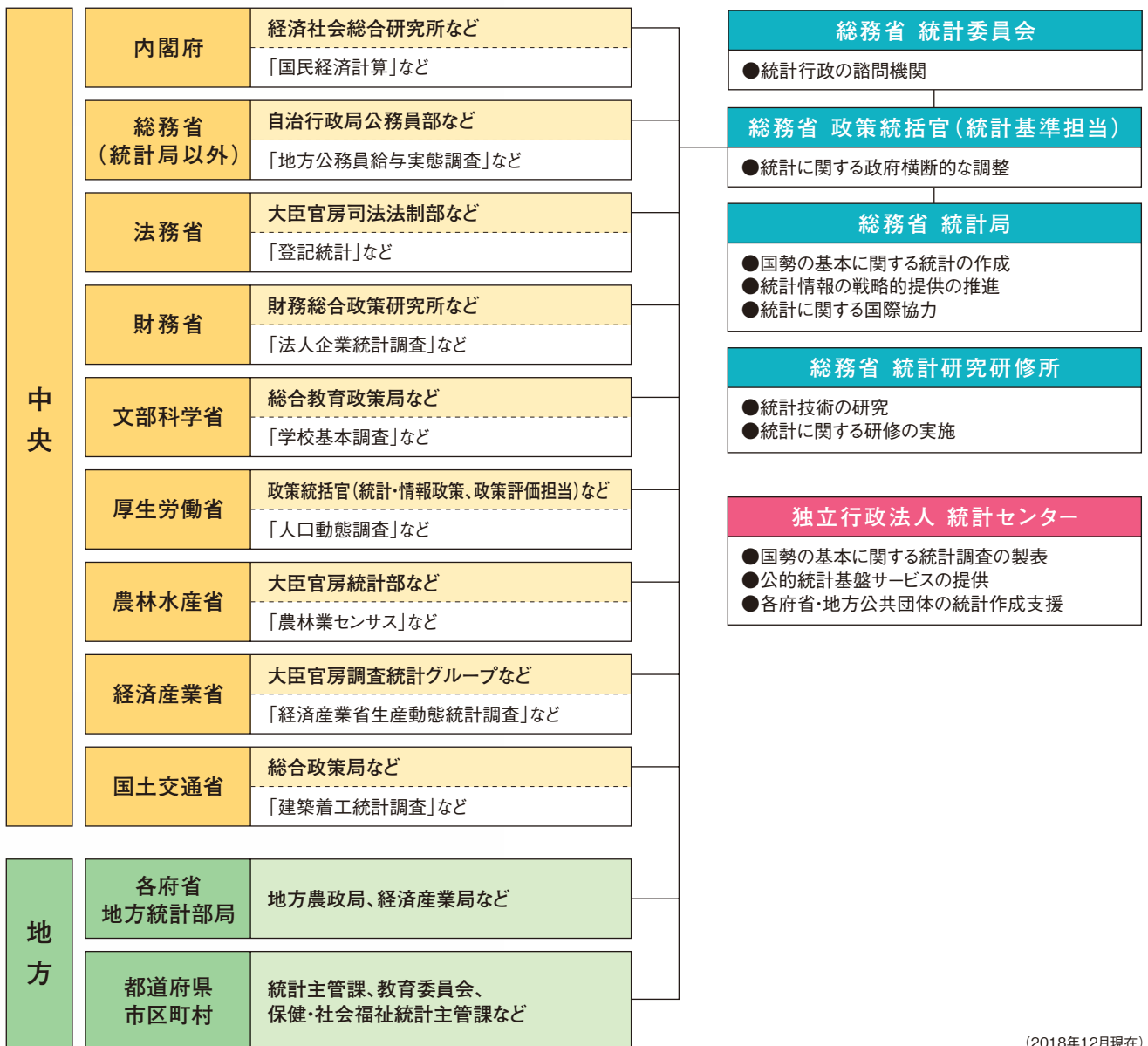
# I 我が国の統計制度

## 我が国の統計機構

我が国の統計機構は、**総務省統計局が国勢の基本に関する統計を作成し**、各府省が所管行政と密接に関連する統計を作成する分散型統計機構です。

この分散型統計機構においては、各行政機関が作成する統計を横断的に調整する機関が必要となり、その機能は**総務省政策統括官(統計基準担当)**が担っています。

### 我が国の主な統計行政機構



(2018年12月現在)

## 公的統計制度のポイント

### ◆国が行う統計調査

統計調査は、統計の作成を目的として、個人や法人などに対し事実の報告を求める調査です。国が行う統計調査は、「基幹統計」を作成するために行われる「基幹統計調査」と、それ以外の「一般統計調査」とに分けられます。

国が行う統計調査については、調査間の重複を排除して被調査者の負担を軽減し、公的統計を体系的に整備する観点から、総務大臣が統計調査の審査・調整を行っており、あらかじめ総務大臣の承認を受けることになっています。

### ◆基幹統計

国が作成する統計のうち、特に重要なものは基幹統計として体系的整備を図ることとしています。基幹統計として、統計法において次のものを定めています。

- 国勢統計(国勢調査の結果)
- 国民経済計算(いわゆるSNA)
- 行政機関が作成し、又は作成すべき統計であって、次のいずれかに該当するものとして総務大臣が指定するもの
  - ・全国的な政策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要な統計
  - ・民間における意思決定又は研究活動のために広く利用されると見込まれる統計
  - ・国際条約又は国際機関が作成する計画において作成が求められている統計
- その他国際比較を行う上において特に重要な統計

2018年12月現在、基幹統計は56統計あります(52ページを参照)。

基幹統計を作成するための基幹統計調査には、正確な統計を作成する必要性が特に高いことなどを踏まえ、以下の特別な規定があります。

### 報告義務

基幹統計調査の報告(回答)を求められた個人又は法人その他の団体には、正確な報告をする義務があり、報告を拒んだり虚偽の報告をした者に対しては、50万円以下の罰金が定められています。

### かたり調査の禁止

被調査者の情報を保護するとともに、公的統計制度に対する公共の信用を確保するため、基幹統計調査と紛らわしい表示や説明をして情報を得る行為(いわゆる「かたり調査」)を禁止しており、これに違反した者に対して、未遂も含めて2年以下の懲役又は100万円以下の罰金が定められています。

### 地方公共団体による事務の実施

基幹統計調査は、全数調査や大規模な標本調査が中心であり、調査を円滑かつ効率的に実施するため、調査事務の一部を法定受託事務として、地方公共団体等が行うこととされています。

### ◆統計調査の被調査者の秘密の保護

調査票情報等の取扱いに従事する国の職員や統計調査事務の受託者等には、業務に関して知り得た被調査者の秘密を漏らしてはならないという守秘義務があり、これに違反した者に対して、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金が定められています。

# 統計改革と公的統計の整備に関する基本的な計画

## ◆統計改革の推進

公的機関が作成する統計(公的統計)をより体系的かつ効率的に整備し、国民の利便性を向上させるため、次のように統計改革を進めてきました。

2016年 12月 経済財政諮問会議において「統計改革の基本方針」が決定

2017年 1月 「統計改革推進会議」(議長:内閣官房長官)を設置

2017年 5月 統計改革推進会議において「最終取りまとめ」が決定

以下の統計改革全般の各種方策及び公的統計基本計画の改定や統計関連法制の見直しの方向性についての幅広い提言がなされる。

<最終取りまとめの概要>

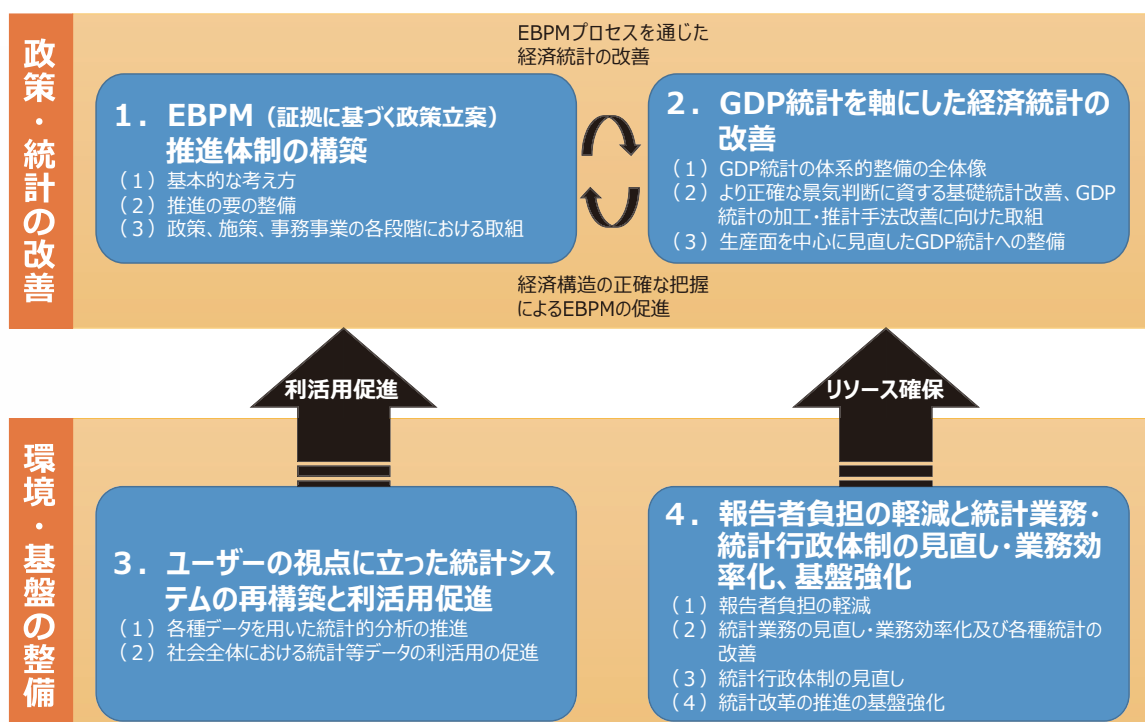
- ①EBPM推進体制の構築
- ②GDP統計を軸にした経済統計の改善
- ③ユーザーの視点に立った統計システムの再構築と利活用促進
- ④統計業務・体制の見直しや基盤強化等

2017年 8月 各府省の責任者等で構成されるEBPM推進委員会が発足

2018年 3月 公的統計基本計画の改定を1年前倒しした、「公的統計の整備に関する基本的な計画」(第Ⅲ期基本計画)が閣議決定

2018年 6月 「統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律」が成立・公布(2019年5月末までに全面施行)

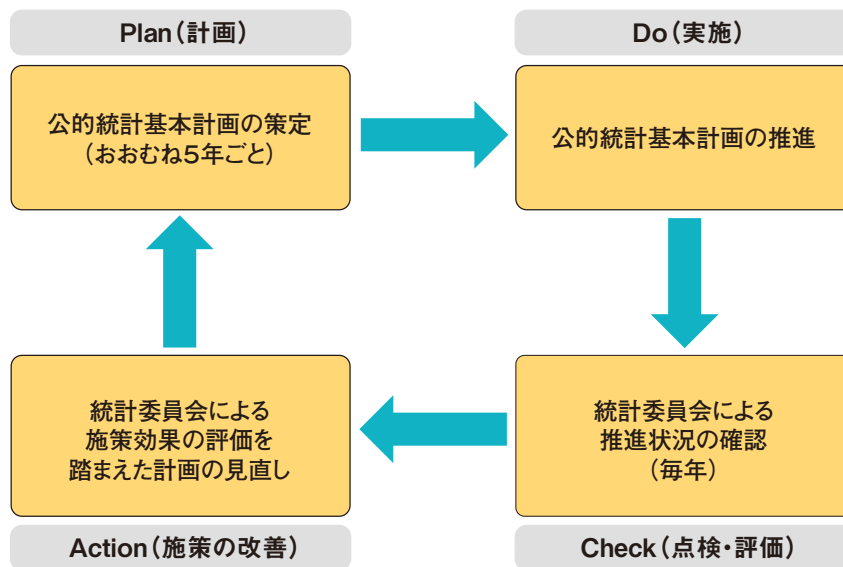
### 「統計改革推進会議最終取りまとめ」の内容



## ◆公的統計の整備に関する基本的な計画(第Ⅲ期基本計画)

第Ⅲ期基本計画においては、主に以下のことが盛り込まれ、政府一体となって統計改革の実現を進めることとしています。

- ①EBPMや統計ニーズへよりの確に対応するため、これまで個別の統計調査ごとに行われてきた統計ニーズや報告者の声(提案)の把握を経常的・横断的に実施する仕組みを再構築すること
- ②景気動向や経済構造の把握に欠かせない、GDP統計を始めとする経済統計を大幅に拡充・改善すること
- ③ICT(情報通信技術)の進展に合わせて、政府統計の総合窓口(e-Stat)の登録データの拡大や機能強化を進めること
- ④統計改善の推進に向けた基盤整備・強化のため、統計人材の確保・育成や、各府省の責任者を中心とした連携体制を整備すること



## 統計基準

様々な統計の相互比較性を高め、統計の利便性の向上を図るため、統計法に基づく「統計基準」が設定されています(42ページを参照)。



# Ⅱ 統計局

## 使命と行動指針－政府統計の中核的機関として－

### ◆私たちの使命－何を目標しているのか

統計は、「社会の情報基盤」として、今日の行政運営や企業的意思決定などに必要不可欠なものとなっており、統計なくして国家などの運営は成り立ちません。

総務省統計局は、我が国の社会経済情勢を把握する国勢の基本に関する統計を通じて、政府統計の中核的機関としての役割を果たしています。

私たちは、社会経済情勢の変化に対応した有用で信頼される統計を作成し、適時的確に提供することを通じて、行政施策の企画・立案・評価、国民・事業者などの合理的な意思決定や学術発展を助け、国民生活の向上や社会経済の発展に更に貢献することを目指しています。

### ◆私たちの行動指針－使命を達成するために

私たちは、統計の利用者、調査の対象となる方、統計を学ぶ方など、広く関係する方々の声に耳を傾けながら、以下に掲げる行動指針を心に刻み、よりよい統計の作成・提供のために、たゆまぬ努力を重ねています。

## 5つの行動指針

#### 社会に役立つ客観的で正確な統計の追求

統計は、社会の要請に応え、利用者から信頼されるものでなければなりません。私たちは、社会に役立つ統計を内外の諸情勢に即して体系的に整備し、確かな理論と技術を基礎に中立的・客観的で正確な統計を追求しています。

#### 利用しやすく付加価値の高い統計情報の提供

統計は、利用しやすいものでなければなりません。私たちは、多様な利用者のニーズに応えられるよう、先進の情報通信技術（ICT）を活用しつつ、付加価値の高い統計情報を提供しています。また、国民が提供された統計情報を適切に利用できるよう、統計リテラシーの水準向上のための統計教育の充実に努めています。

#### 調査対象となる方の負担への配慮と秘密の保護の徹底

統計は、国民の皆様の理解と協力があってこそ成り立ちます。私たちは、客観的で正確な統計の作成のためには調査の対象となる方に必要な協力をいただかねばならないことを心に刻み、合理的かつ適切な方法により統計調査を実施することに努めています。また、調査に安心して御回答いただくために、調査の実施、調査票の管理、結果の公表などあらゆる場面で、調査の対象となる方の秘密の保護に万全を期しています。

#### 地方公共団体との連携・協力

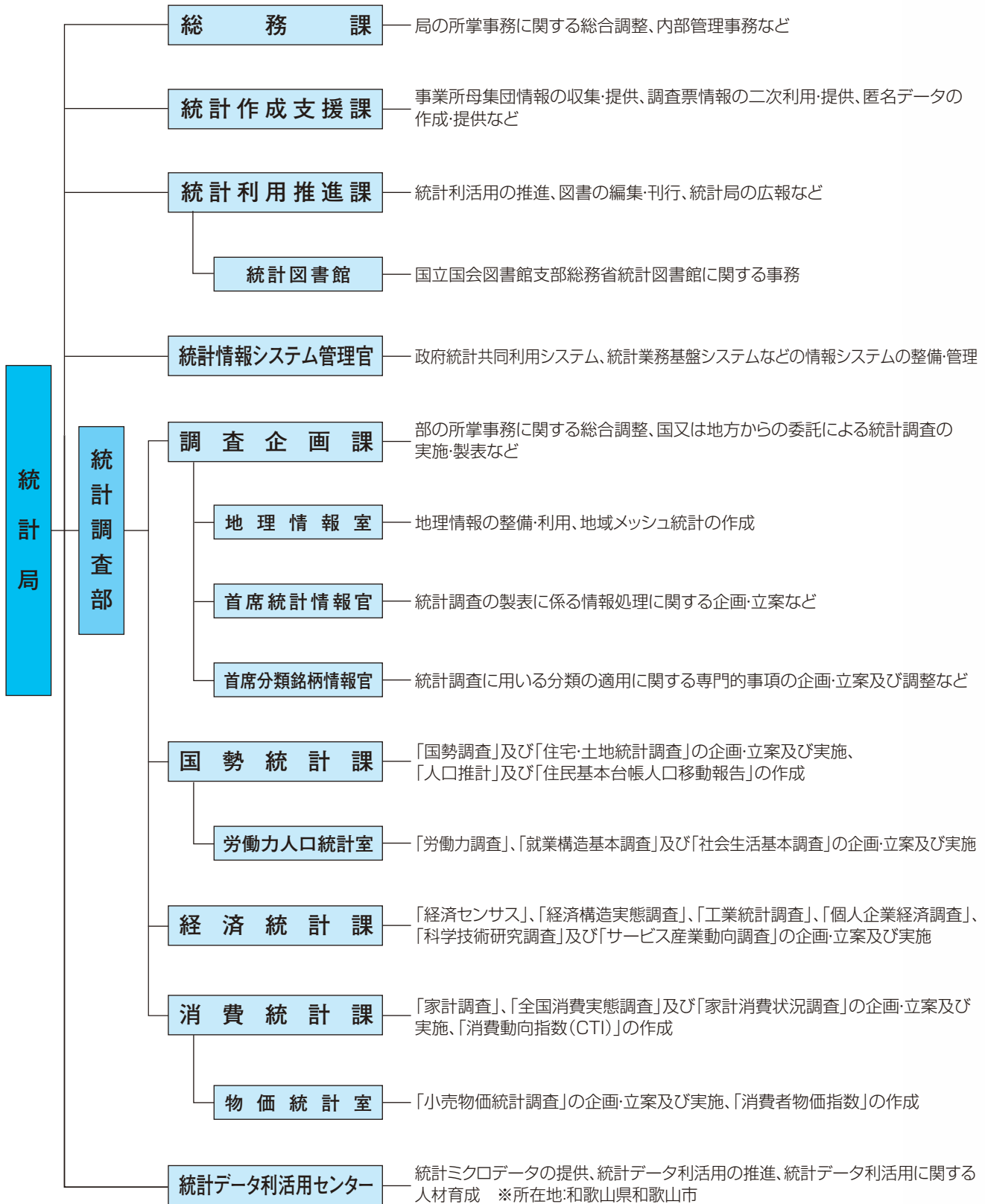
統計は、国家の運営のみならず、地方公共団体の運営のためにも必要不可欠なものです。私たちは、我が国の社会経済情勢を把握する国勢の基本に関する統計調査を円滑かつ適切に実施するため、統計の作成・提供のパートナーである地方公共団体との連携に努めています。また、地方公共団体の運営のために必要な統計に関して協力しています。

#### 高度な専門性の蓄積と内外の統計発展への貢献

正確な統計は、確かな理論と技術に裏打ちされた専門性が支えます。私たちは、最新の理論・技術に積極的に目を向け、我が国で中核的な役割を担う統計機関の職員にふさわしい高度の専門性を備え、国家社会の発展に資する統計などの情報に関する調査研究などを通じて、統計の発展に尽くしています。また、統計先進国として、常に国際的な動向を注視し、他の統計先進国・国際機関とも連携を図っています。さらに、内外の研究者と協力し、開発途上国へ専門家を派遣するなど、諸外国への協力・支援に努めています。



# 統計局の組織



(2018年12月現在)

I 我が国の統計制度

II 統計局

III 統計研究研修所

IV 政策統括官  
(統計基準担当)

V 独立行政法人  
統計センター

付録

# 1 国勢の基本に関する統計の作成・提供

## 所管統計一覧

統計局は、我が国の社会・経済の変化に的確に対応しながら、国勢調査を始めとする国の重要な統計調査を企画・立案及び実施し、社会に役立つ正確な統計を作成・提供しています(各種統計調査の概要については、11ページ以降を参照)。

「国勢調査」、「経済センサス」は、母集団を全て調査対象とする全数調査となっています。

	周 期	開始時期	最新調査
●人口に関する基本的な統計 国勢調査 人口推計 住民基本台帳人口移動報告	5 年 毎 月 毎 月	1920年10月 1921年10月 1954年 1月	2015年10月 — —
●住宅・土地の状況を明らかにする統計 住宅・土地統計調査	5 年	1948年 8月	2018年10月
●国民の就業・不就業の状況を明らかにする統計 ★労働力調査 就業構造基本調査	毎 月 5 年	1946年 9月 1956年 7月	— 2017年10月
●社会生活の実態を明らかにする統計 社会生活基本調査	5 年	1976年10月	2016年10月
●事業所・企業に関する統計 経済センサス-基礎調査 経済センサス-活動調査 経済構造実態調査※1 工業統計調査※2 個人企業経済調査 サービス産業動向調査	5 年 5 年 毎 年 毎 年 四半期、毎年※3 毎月、毎年※4	2009年 7月 2012年 2月 2019年 6月 1909年12月 1952年 4月 2008年 7月	2014年 7月 2016年 6月 — — — —
●科学技術に関する統計 科学技術研究調査	毎 年	1953年 4月	—
●家計の実態を明らかにする統計 ★家計調査 家計消費状況調査 全国家計構造調査※5  家計消費単身モニター調査 消費動向指数 (CTI)	毎 月 毎 月 5 年  毎 月 毎 月	1946年 7月 2001年10月 1959年 9、10、11月 2017年 8月 2018年 1月	— — 2014年 9、10、11月 — —
●物価に関する統計 小売物価統計調査 ★消費者物価指数(CPI)	毎 月 毎 月	1950年 6月 1946年 8月	— —
●地域に関する統計 地域メッシュ統計	—	1965年10月	—

(2019年3月現在)

★印の結果は、毎月、総務大臣から閣議で報告

下線は基幹統計

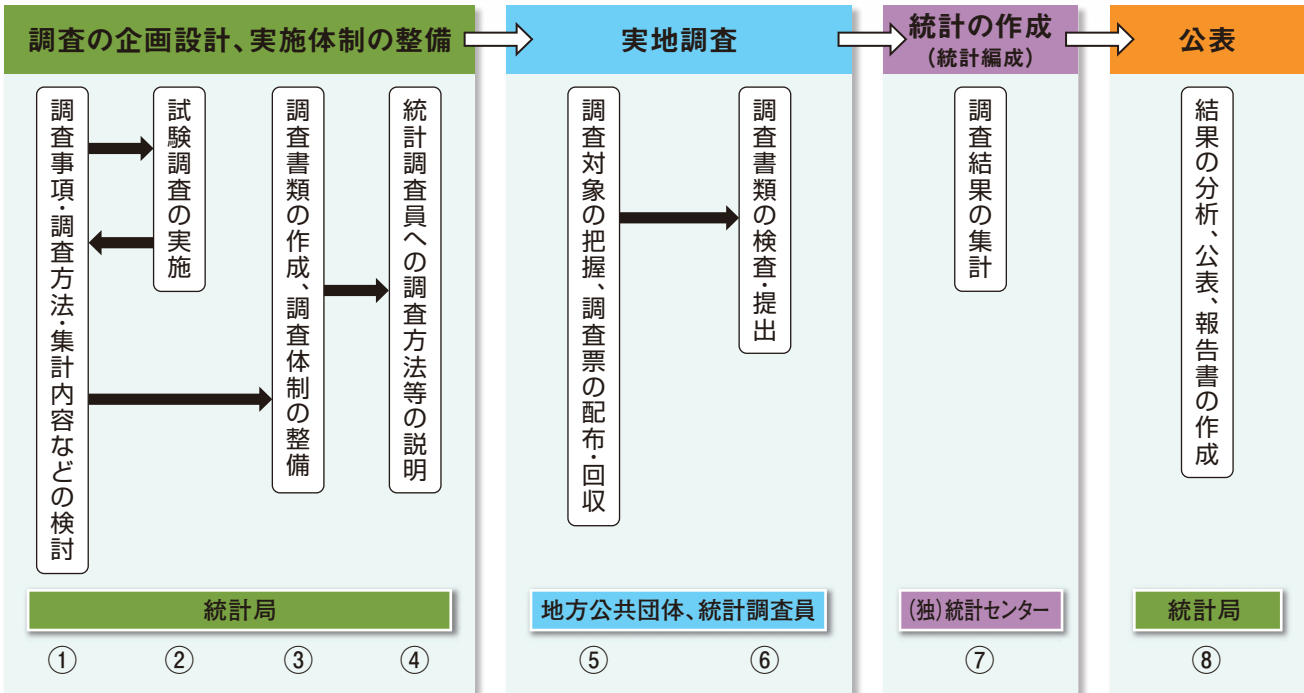
※1 経済構造実態調査は、2019年から実施(17ページ参照) ※2 工業統計調査は、2019年から総務省・経済産業省の共管調査として実施(17ページ参照)

※3 個人企業経済調査は、2019年度から周期が毎年のみに変更(18ページ参照) ※4 サービス産業動向調査は、2019年から周期が毎月のみに変更(17ページ参照)

※5 全国家計構造調査は、これまでの全国消費実態調査を全面的に見直し、2019年から実施(22ページ参照)

# 統計のできるまで

## ◆基本的な流れ



### 調査の企画設計、実施体制の整備 [統計局]

#### ① 調査事項・調査方法・集計内容などの検討

調査の性格や目的に応じて調査事項、調査方法、集計内容などについての検討を行います。

調査事項については、回答者が記入しやすいような調査票の設計などについても検討します。

調査方法については、全数調査か標本調査か(標本調査の場合は標本数をどのくらいにするか)、郵送調査か調査員調査か、などを検討します。

#### ② 試験調査の実施

大規模な調査や新しく実施する調査などの場合には、実際の調査に当たって調査票の設計や調査方法などに支障がないかなどをテストするための「試験調査」を実施します。

#### ③ 調査書類の作成、調査体制の整備

調査票、記入者向けの説明書である「調査票の記入のしかた」、統計調査員向けの説明書類である「調査の手引」など調査実施に必要な書類を作成します。また、統計調査員を配置するなど、調査体制を整えます。

#### ④ 統計調査員への調査方法等の説明

統計局及び地方公共団体で調査の実施事務について打合せを行った上で、統計調査員に対して調査内容や調査方法などの説明を行い、その徹底を図ります。

### 実地調査 [地方公共団体、統計調査員]

#### ⑤ 調査対象の把握、調査票の配布・回収

統計調査員は、所定の時期(期間)に定められた方法によって、調査対象の把握、調査票の配布・記入依頼、調査票の回収などを行い、都道府県又は市(区)町村に調査票を提出します。

## ⑥ 調査書類の検査・提出

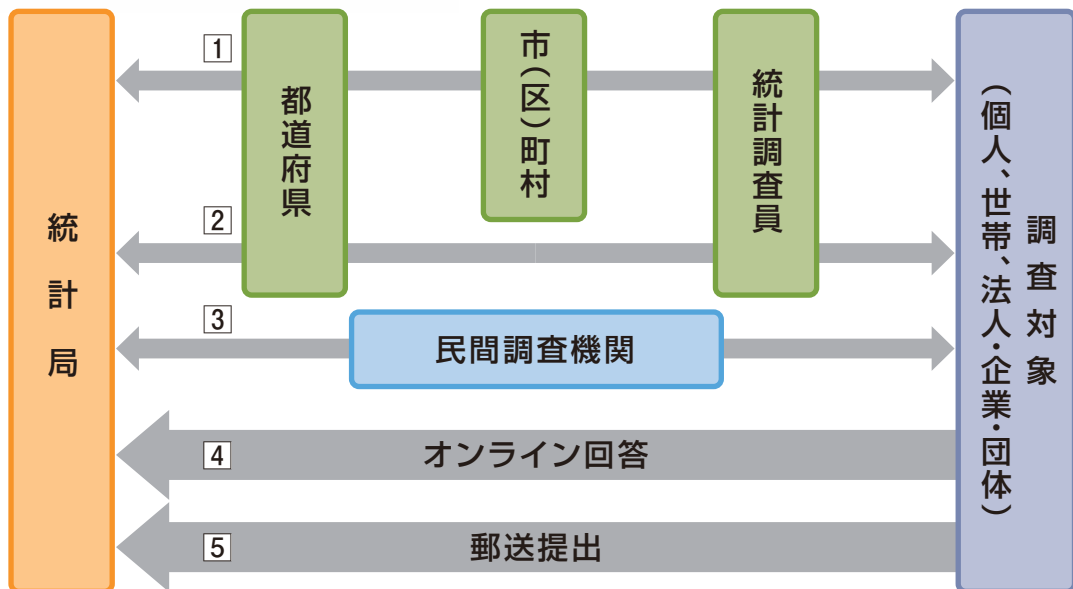
都道府県又は市(区)町村は、回収された調査票の記入内容に不備がないかなどを確認した後、調査票を統計局に提出します。

※統計局で実施しているほとんどの基幹統計調査の実地調査については、統計法に基づく法定受託事務として地方公共団体がを行っています。  
なお、実地調査を民間事業者へ委託している統計調査もあります。

### ～統計調査員が担う役割と重要性～

統計調査を行う上で、調査対象を正確に把握し、調査票に正しく記入していただくことはとても大切です。統計調査員は、実際に調査地域を回って調査対象を把握した上で、直接、調査対象の方々を訪問し、調査の趣旨や記入方法などを説明し、調査協力を得ています。このように、統計調査員と地方公共団体の努力と協力により、統計調査は円滑に実施されています。

### 実地調査の流れ



統計局が実施する調査では、調査票の配布・回収などの調査事務は、効率性等を考慮し、調査の性格に合わせて①～⑤の流れを組み合わせで行っています。(例)国勢調査:①・④・⑤ 経済センサス:①・③・④・⑤

## 統計の作成(統計編成) [独立行政法人統計センター]

### ⑦ 調査結果の集計

提出された調査票は、統計局から独立行政法人統計センターに送付され、調査票のデータ化、統計分類符号格付、データチェック・審査、結果表作成・審査などにより、データの品質を確認の上、集計が行われます(46ページを参照)。

## 公表 [統計局]

### ⑧ 結果の分析、公表、報告書の作成

集計結果は独立行政法人統計センターから統計局に送付され分析した上で、公表(発表)するとともに、結果の概要や統計表を掲載した報告書を作成します。

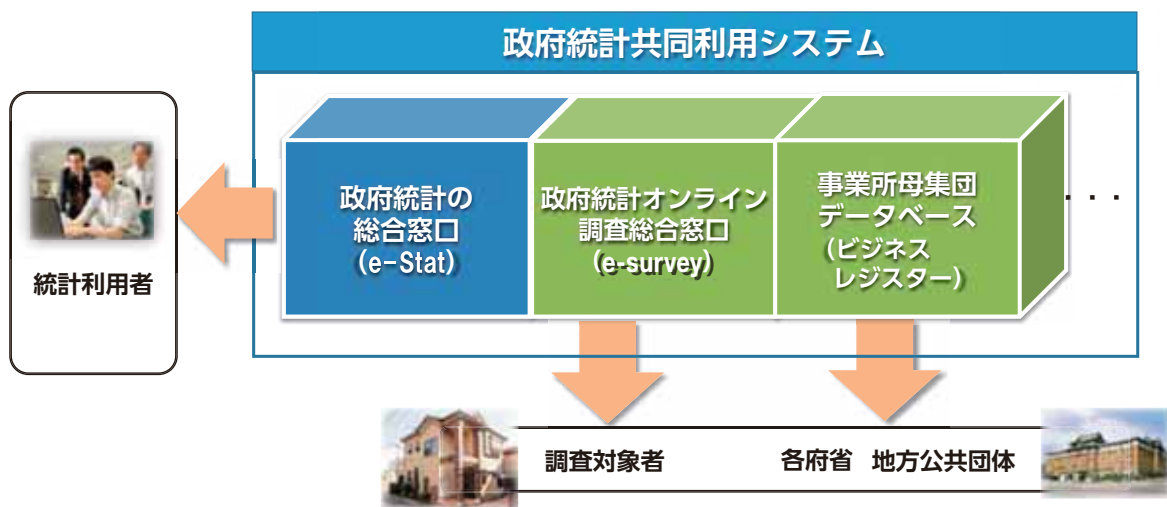
調査結果はインターネットで提供しています。

報告書は都道府県・市(区)町村の統計主管課や図書館などで御覧いただけます(49ページを参照)。

## ◆政府統計共同利用システム

統計調査の実施から結果の公表まで、各府省が共通して利用することができるシステムとして、「政府統計共同利用システム」を整備しています。

政府統計共同利用システムは、国民や企業などの利用者が統計データを検索したり、地図や図表で統計データを見ることができる「政府統計の総合窓口(e-Stat)」や、政府が行う統計調査をインターネットで回答できる「政府統計オンライン調査総合窓口(e-survey)」、全国の事業所・企業に関する情報を収録し、各種統計調査における調査対象の抽出などに利用される。「事業所母集団データベース(ビジネスレジスター)」などの機能からなるシステムです。



### <事業所母集団データベース(ビジネスレジスター)>

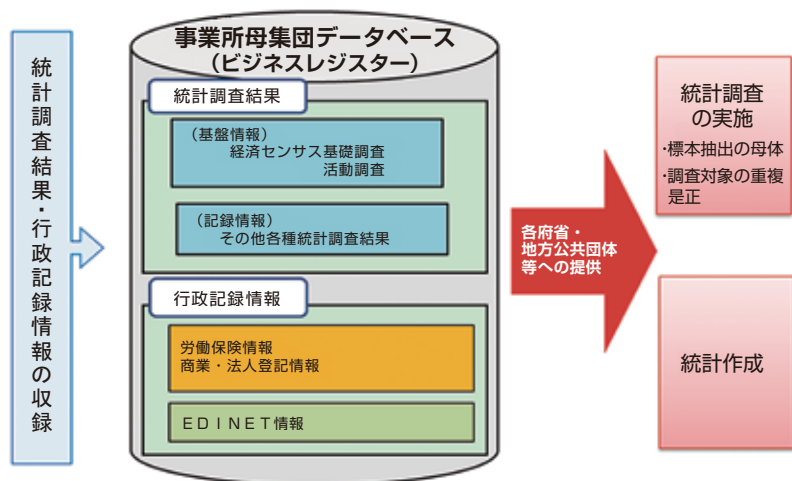
事業所母集団データベース(ビジネスレジスター)は、経済センサス等の統計調査結果や行政記録情報から全国の事業所・企業に関するデータを収録したデータベースです(統計法第27条に基づき、総務大臣が整備)。国や地方公共団体において、経済統計を正確に作成するための重要なインフラとなっています。

#### 収録内容

事業所・企業の名称、所在地、産業分類、従業者数、売上(収入)金額など

#### 主な機能

- ・各種統計調査の標本抽出に用いる母集団情報を提供
- ・母集団情報提供の際の調査対象者の重複是正
- ・各種の情報を連結した新たな統計の作成



# 統計局が作成する統計

## ◆人口に関する基本的な統計

### 国勢調査(基幹統計調査)

**目的**／ 国内の人口・世帯の実態を把握し、各種行政施策その他の基礎資料を得ること

**対象**／ 国内に常住している全ての人(ただし、外国政府の外交使節団・領事機関の構成員(随員を含む。))及びその家族、外国軍隊の軍人・軍属及びその家族は除く。)

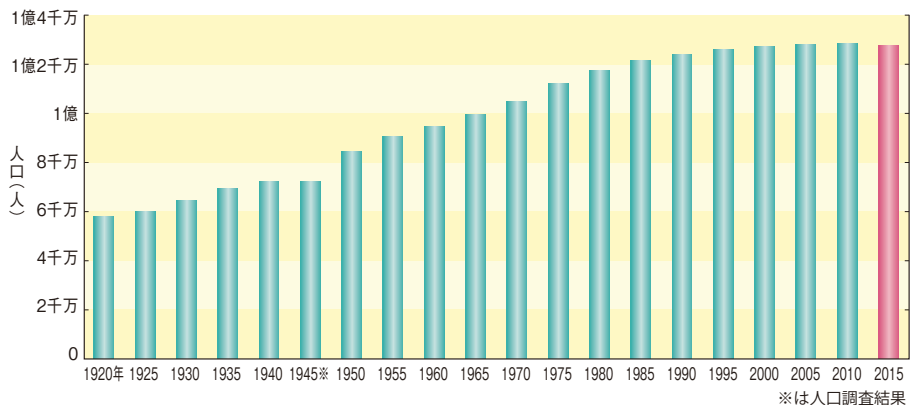
**調査事項**／ (2015年の調査)  
 [世帯員に関する事項] 氏名、男女の別、出生の年月、世帯主との続柄、配偶の関係、国籍、現住居での居住期間、5年前の住居の所在地、就業状態、所属の事業所の名称及び事業の種類、仕事の種類、従業上の地位、従業地又は通学地  
 [世帯に関する事項] 世帯の種類、世帯員の数、住居の種類、住宅の建て方

**周期**／ 5年

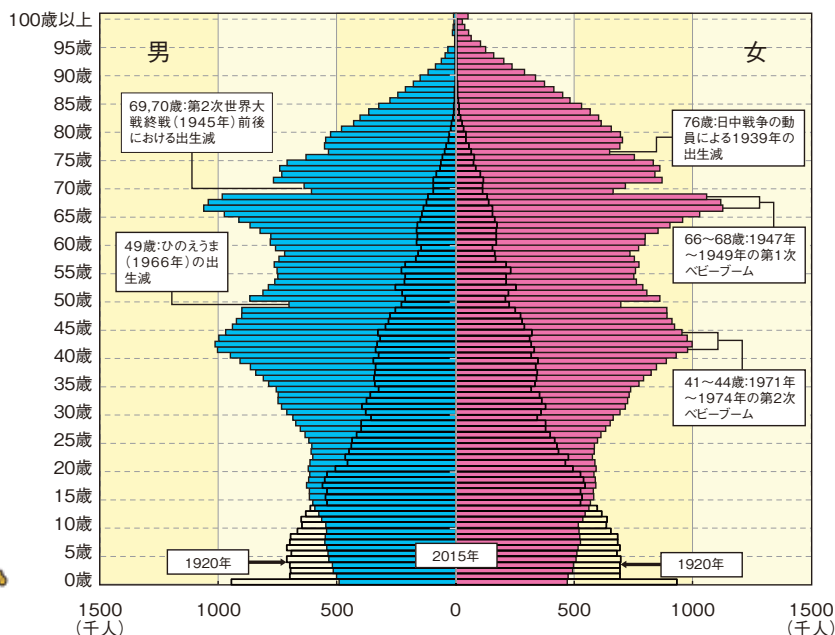
**第1回調査**／ 1920年10月

我が国の人口は1億2709万4745人(2015年10月1日現在)となっており、1920年の調査開始以来、初めての減少となりました。また、人口ピラミッドで年齢構成の変化をみると、2015年は1920年に比べ、若い年齢ほど人口が少なくなっています。

人口の推移(1920年～2015年)



人口ピラミッドの推移(1920年・2015年)



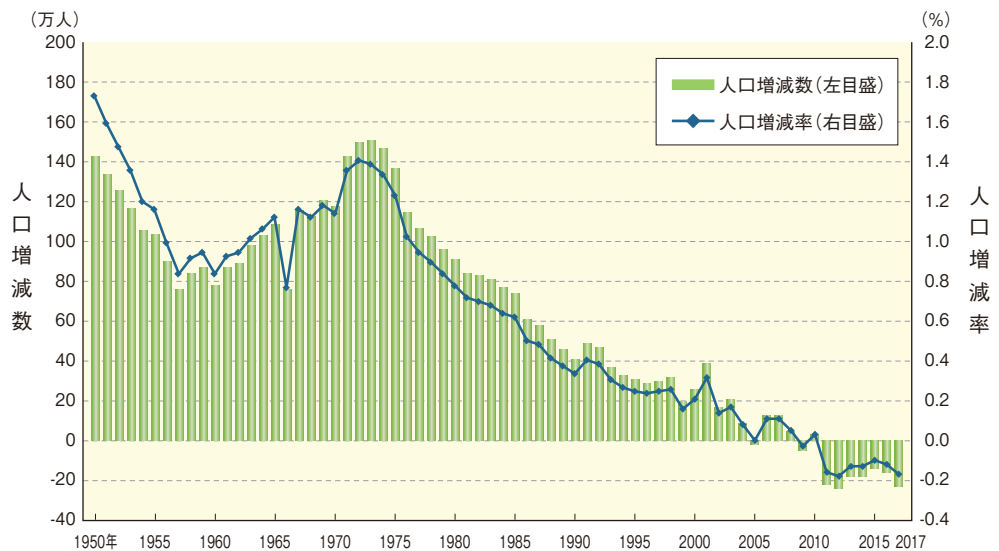
## 人口推計(基幹統計)

**目的** / 5年ごとに実施される国勢調査の間の時点において、毎月の人口の状況を把握すること  
**周期** / 毎月  
**公表時期** / 毎月1日現在の結果は当月下旬、  
 国勢調査実施年を除く各年10月1日現在の詳細な結果は毎年4月

我が国の総人口は1億2670万6千人(2017年10月1日現在)で、前年に比べ22万7千人(0.18%)の減少となっています。

総人口は2005年に戦後初めて前年を下回った後、2008年(1億2808万4千人)にピークとなり、2011年以降、継続して減少しています。2017年は22万7千人の減少と7年連続で減少となっています。

人口増減数及び人口増減率の推移(1950年～2017年)



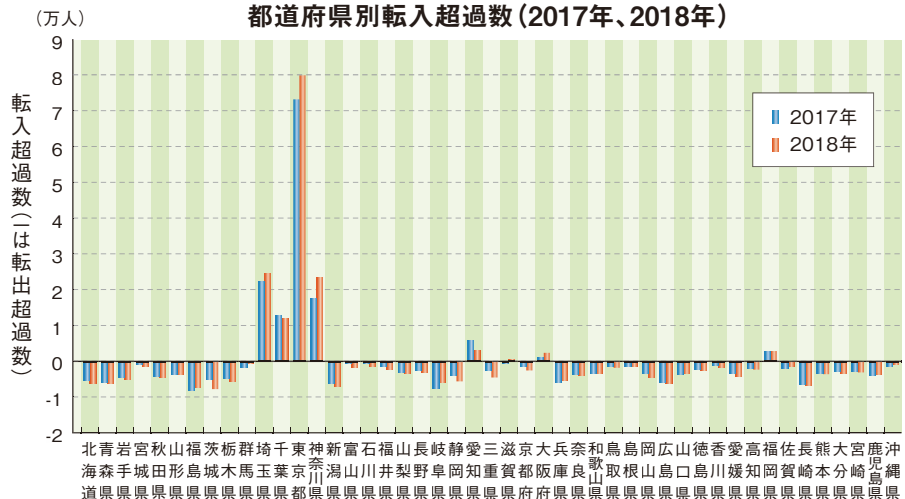
## 住民基本台帳人口移動報告

**目的** / 住民基本台帳法に基づき市町村長が作成する住民基本台帳により、国内の人口の移動状況を明らかにすること  
**周期** / 毎月  
**第1回調査** / 1954年1月  
**公表時期** / 翌月下旬

2018年の都道府県別の転入・転出の状況を見ると、転入超過は東京都、埼玉県、神奈川県、千葉県、愛知県、福岡県、大阪府及び滋賀県の8都府県で、残りの39道府県は転出超過となっています。

※転入超過数:転入者数から転出者数を差し引いた数。なお、転入超過数がマイナス(-)の場合は、転出超過を表す。

都道府県別転入超過数(2017年、2018年)



## ◆住宅・土地の状況を明らかにする統計

### 住宅・土地統計調査(基幹統計調査)

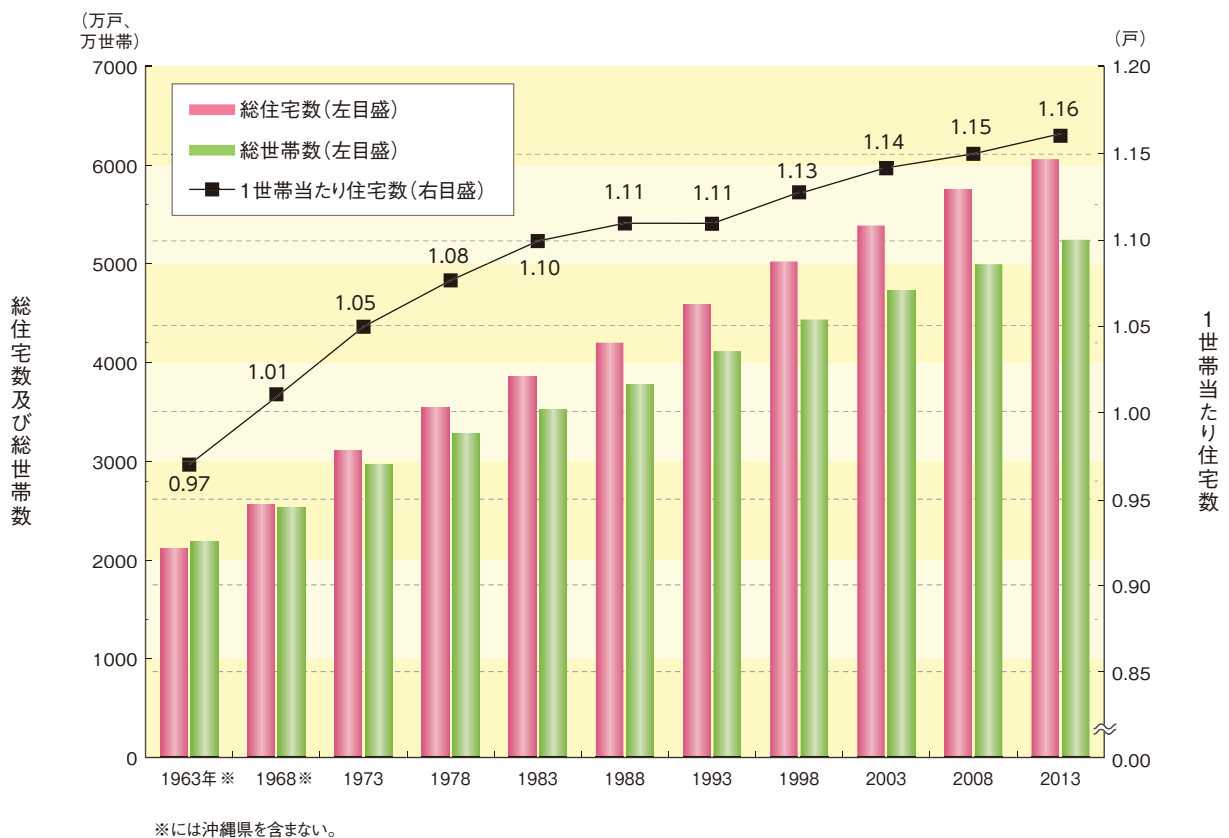
目的	住居の形態や住宅・土地の保有状況等に関する実態を明らかにし、住生活関連諸施策のための基礎資料を得ること
対象	約350万住戸・世帯(2013年)
調査事項	[住宅等] 居住室数及び広さ、所有関係に関する事項、家賃又は間代、構造、建て方、建築時期など [世帯] 世帯の種類・構成、年間収入、通勤時間、子の住んでいる場所、入居時期など
周期	5年
第1回調査	1948年8月

我が国の総住宅数は6063万戸、総世帯数は5245万世帯となっています(2013年10月1日現在)。2008年と比べ、それぞれ304万戸(5.3%)、248万世帯(5.0%)増加しました。1998年からの15年間では、総住宅数は1000万戸以上、総世帯数は800万世帯以上増加しています。

1963年までは総世帯数が総住宅数を上回っていましたが、1968年に逆転し、その後も総住宅数は総世帯数の増加を上回る増加を続け、2013年では、総住宅数が総世帯数を818万戸上回っています。

1世帯当たり住宅数は、2008年と比べ、ほぼ横ばいとなっています。

総住宅数・総世帯数及び1世帯当たり住宅数の推移(1963年～2013年)





## ◆国民の就業・不就業の状況を明らかにする統計

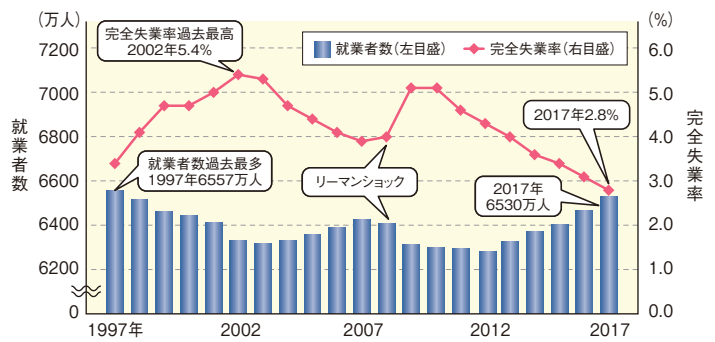
## 労働力調査(基幹統計調査)

目的	国民の就業及び不就業の状態を毎月明らかにし、完全失業率など雇用・失業対策のための基礎資料を得ること
対象	15歳以上の者(約10万人)
調査事項	就業状態、就業時間、従業上の地位、雇用形態、仕事の種類、求職理由、就業希望の有無など
周期	毎月
第1回調査	1946年9月
公表時期	調査月の翌月末、詳細集計は四半期ごとに最終調査月の翌々月

我が国の就業者数は、過去最多\*となった1997年をピークに、少子高齢化と景気後退を背景として、2003年まで減少が続きましたが、2004年から2007年にかけては景気回復に伴い増加しました。2008年以降は、世界的な金融危機(リーマンショック)の影響もあって、2012年まで減少が続いた後、2013年からは景気回復に伴い増加が続き、2017年は6530万人となっています。

完全失業率は、過去最高\*となった2002年をピークに低下した後、リーマンショック翌年の2009年と2010年には5.1%と大きく上昇しましたが、その後は低下が続き、2017年には2.8%と24年ぶりの低い水準となっています。\*比較可能な1953年以降

就業者数と完全失業率の推移(1997年～2017年)



## &lt;未活用労働に関する指標の公表&gt;

雇用情勢をより多角的に把握するために、就業者の中でもっと働きたいと考えている者(右図A:追加就労希望就業者)や、従来から公表している完全失業者の範囲を拡大した失業者(B)、非労働力人口の中で働きたいと考えている者(C:潜在労働力人口)を未活用労働として新たに把握し、複数の未活用労働に関する指標として、詳細集計において2018年1～3月期から公表を開始しました。

2018年4～6月期の結果をみると、追加就労希望就業者は187万人、失業者は186万人、潜在労働力人口は37万人となっています。また、最も包括的に未活用労働を捉えた未活用労働指標4(LU4)は5.9%で、これは他国と比べると低い水準となっています。

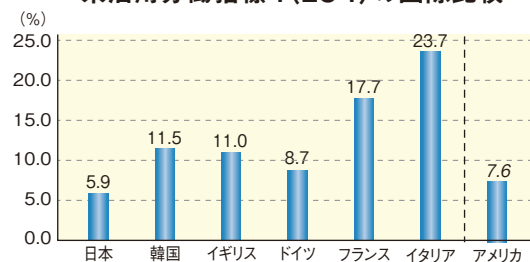
$$LU4 = \frac{\text{失業者} + \text{追加就労希望就業者} + \text{潜在労働力人口}}{\text{労働力人口} + \text{潜在労働力人口}} \times 100(\%)$$

※未活用労働及び未活用労働指標の詳細は、「未活用労働指標の解説」(<https://www.stat.go.jp/data/roudou/pdf/20180511.pdf>)を御参照ください。

## 未活用労働指標を構成する関連指標(2018年4～6月期平均)

	男女計	男	女
15歳以上人口	11,079	5,344	5,735
労働力人口	6,862	3,827	3,035
就業者	6,676	3,723	2,953
うち 追加就労希望就業者	187	57	130
失業者	186	104	83
うち 完全失業者	170	99	71
非労働力人口	4,217	1,517	2,700
うち 潜在労働力人口	37	11	27

## 未活用労働指標4(LU4)の国際比較

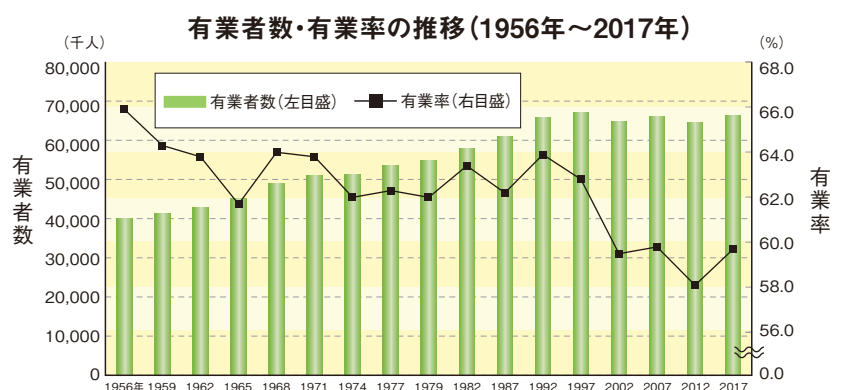


※日本、韓国及びアメリカは2018年4～6月期の数値  
イギリス、ドイツ、フランス及びイタリアは2018年1～3月期の数値  
※アメリカのLU4は各国と定義が異なる。

## 就業構造基本調査(基幹統計調査)

目的	全国及び地域別の就業構造や就業異動の実態などに関する基礎資料を得ること
対象	15歳以上の者(約108万人)
調査事項	[全員] ふだんの就業・不就業状態、職業訓練・自己啓発の有無、育児・介護の状況など [有業者] 従業上の地位、仕事の内容、年間就業日数、転職希望の有無、副業の有無など [無業者] 就業希望の有無、求職活動の有無など [世帯] 世帯全体の年間収入など
周期	5年
第1回調査	1956年7月

我が国の15歳以上の有業者(ふだん収入になる仕事をしている者)は6621万3千人(2017年10月1日現在)で、2012年に比べ179万2千人の増加となりました。また、有業率(15歳以上人口に占める有業者の割合)は59.7%で、2012年に比べ1.6ポイント上昇しています。



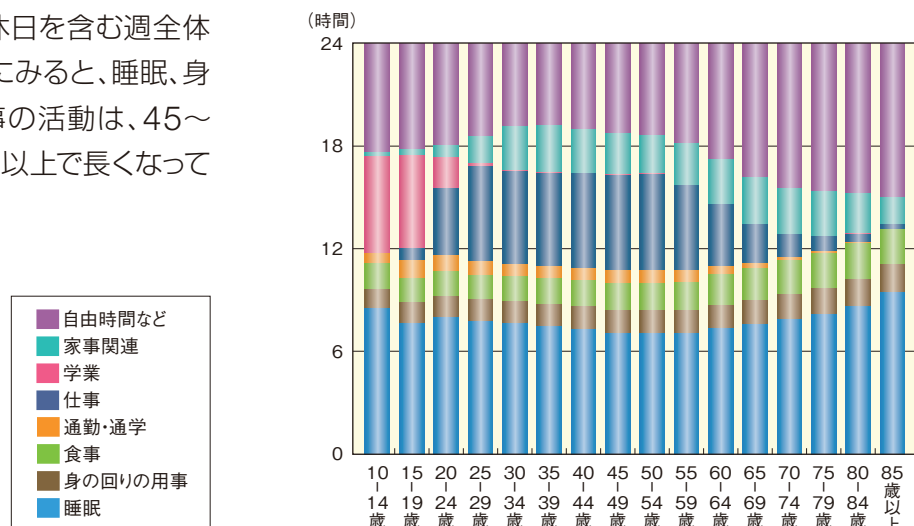
## ◆社会生活の実態を明らかにする統計

### 社会生活基本調査(基幹統計調査)

目的	国民の生活時間の配分及び自由時間等における活動の実態を明らかにし、国民の社会生活に関する基礎資料を得ること
対象	10歳以上の者(約20万人)
調査事項	1日の生活時間の配分、過去1年間の生活行動(学習・自己啓発・訓練、ボランティア活動、スポーツ、趣味・娯楽、旅行・行楽)など
周期	5年
第1回調査	1976年10月

2016年の我が国の10歳以上の人について1日の生活時間(休日を含む週全体の平均)を年齢階級別にみると、睡眠、身の回りの用事及び食事の活動は、45~49歳が最も短く、75歳以上で長くなっています。

### 年齢階級別1日の生活時間一週全体平均(2016年)



## ◆事業所・企業に関する統計

### 経済センサス(基幹統計調査)

**目的等** / 事業所及び企業の経済活動の状態を明らかにし、我が国における包括的な産業構造を明らかにするとともに、事業所・企業を対象とする各種統計調査のための母集団情報を整備すること。事業所・企業の基本的構造を明らかにする「基礎調査」と事業所・企業の経済活動の状況を明らかにする「活動調査」の二つの基幹統計調査から成る

#### 経済センサス-基礎調査(総務省)

**対象** / 農林漁家等を除く全国全ての事業所及び企業  
**調査事項** / 名称、所在地、活動状態、従業者数、事業の種類、経営組織、年間総売上(収入)金額など  
**第1回調査** / 2009年7月

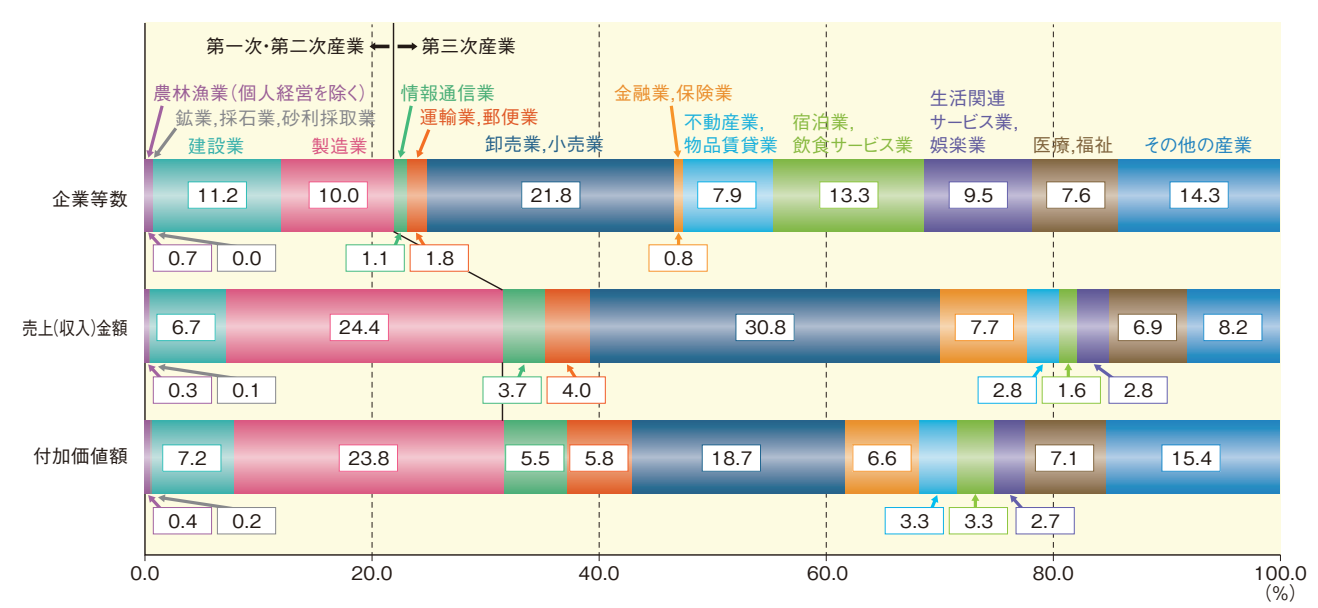
#### 経済センサス-活動調査(総務省・経済産業省)

**対象** / 農林漁家等を除く全国全ての民営事業所及び企業  
**調査事項** / [産業共通事項] 名称、所在地、経営組織、開設時期、従業者数、主な事業の内容、売上高・費用等の経理事項等  
 [産業特性事項] ・製造業: 製造品出荷額、在庫額等  
 ・卸売業, 小売業: 年間商品販売額、商品手持額、店舗形態等 など

**周期** / 5年  
**第1回調査** / 2012年2月

2016年6月1日現在の我が国の企業等数は、386万企業、2015年の売上(収入)金額は1625兆円、付加価値額は290兆円となっています。企業等数、売上(収入)金額及び付加価値額を産業大分類別の割合でみると、企業等数は「卸売業, 小売業」が21.8%(84万企業)と最も高く、売上(収入)金額も「卸売業, 小売業」が30.8%(501兆円)と最も高くなっています。一方、付加価値額は「製造業」が23.8%(69兆円)と最も高くなっています。

産業大分類別企業等数、売上(収入)金額及び付加価値額の構成比



## 経済構造実態調査(基幹統計調査)

既存の統計調査の統合・再編<sup>※1</sup>により、国内総生産(GDP)の約9割を占める経済活動を年次で把握する新たな年次の基幹統計調査として、経済構造実態調査を2019年に創設し、工業統計調査と同時・一体的に実施<sup>※2</sup>

※1 サービス産業動向調査(拡大調査部分)、商業統計調査、特定サービス産業実態調査を統合・再編

※2 経済構造実態調査及び工業統計調査は、2019年調査から総務省・経済産業省の共管調査として実施

目的	製造業及びサービス産業の付加価値等の構造を明らかにし、国民経済計算の精度向上等に資するとともに、経済センサス-活動調査の中間年における経済構造統計を作成すること
対象	(甲調査) 製造業及びサービス産業を営む約20万企業 (乙調査) 特定のサービス産業を営む約4万8千事業所及び約4千企業
調査事項	(甲調査) 経営組織、資本金、主な事業の内容、売上(収入)金額、事業活動別の売上(収入)金額、事業内容別の費用など (乙調査) 事業の形態、売上金額、営業用固定資産取得額、会員数、年間契約高及び契約件数、入場者数、従業者数など
周期	毎年(ただし、経済センサス-活動調査の実施年を除く)
第1回調査	2019年6月
公表時期	調査実施年の年度末から順次公表

### 経済構造実態調査の特徴

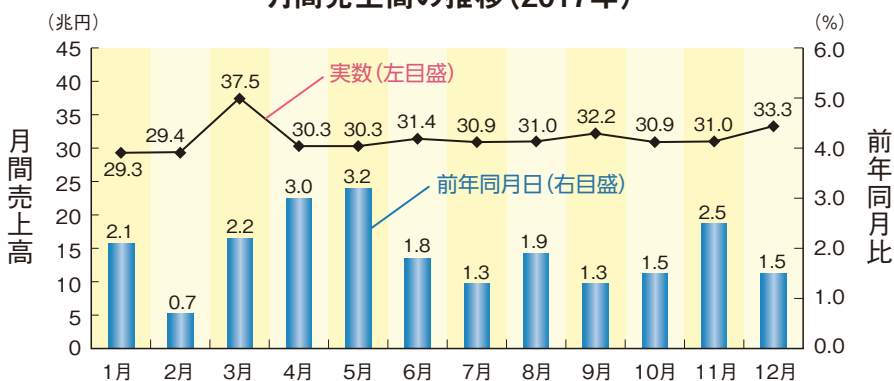
- 未整備であったサービス産業等の付加価値等の構造面に関する統計を体系的に整備
- 詳細な投入構造に係るデータ整備を担保しつつ、企業における回答のしやすさに留意した調査事項を設定
- 限られた調査対象数の下で、より安定的・詳細な結果を集計・公表するため、事業所母集団データベースに格納されたデータも活用

## サービス産業動向調査

目的	我が国におけるサービス産業全体の生産・雇用等の状況を把握し、国内総生産(GDP)の四半期別速報(QE)を始めとする各種経済指標の精度向上等に役立てること
対象	サービス産業を営む約3万8千事業所・企業等
調査事項	事業従事者数、月間売上高(収入額)など
周期	毎月
第1回調査	2008年7月
公表時期	調査実施月の翌々月

※毎月の調査とは別に年1回6月に実施していた「拡大調査」については、2019年から「経済構造実態調査」に統合

月間売上高の推移(2017年)



サービス産業の売上高(2017年)を月別にみると、全ての月で前年同月を上回る水準で推移しました。

## 個人企業経済調査(基幹統計調査)

目的	個人経営の事業所(個人企業)の経営実態を明らかにし、個人経営の事業所に関する基礎資料を得ること
対象	全国の農林漁家等を除く個人経営の事業所のうち、約3万7千事業所
調査事項	事業主及び従業員に関する事項、後継者の有無、事業経営上の問題点、今後の事業展開、1年間の営業収支、棚卸及び設備投資に関する事項など
周期	毎年
第1回調査	1952年4月(2019年度から調査を変更)
公表時期	調査実施翌年の3月までに公表

### 個人企業経済調査の変更について(2019年度調査から変更)

調査結果の利活用の一層の推進を図るため、調査対象産業の拡大及び都道府県別表章の新設などの変更を2019年度調査から実施

#### 【主な変更点】

##### ●調査対象産業の拡大

「製造業」、「卸売業、小売業」、「宿泊業、飲食サービス業」及び「サービス業」の4産業からほぼ全産業に拡大 ※調査対象産業の拡大に伴い、調査対象規模も現行の約3千7百から約3万7千に拡大

##### ●新たに都道府県別結果を公表

調査実施翌年の3月までに産業別、都道府県別結果を公表

(ただし、調査初年の2019年度に実施する調査の結果については、2020年12月に公表)

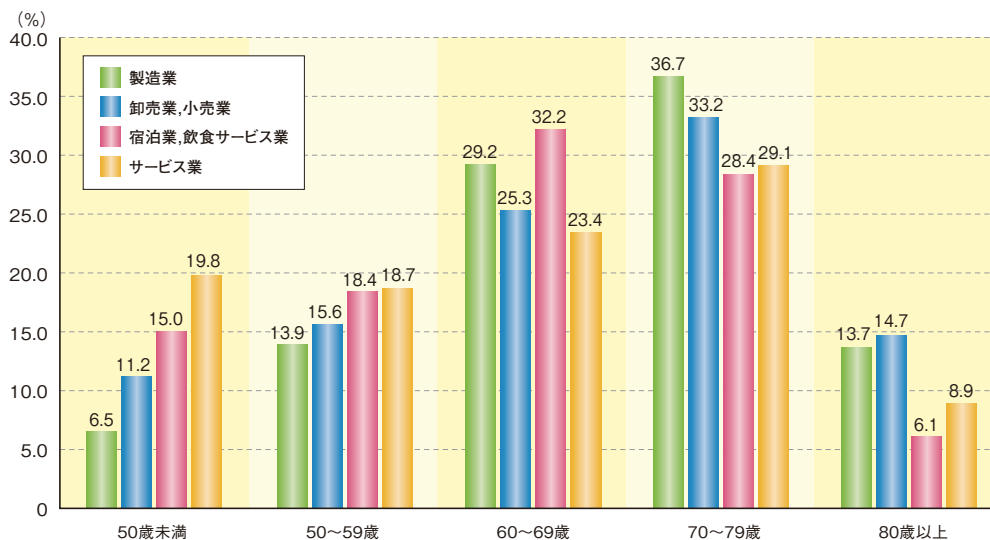
##### ●調査周期の変更

動向編(四半期)及び構造編(年1回)から年1回(毎年6月)実施の調査に変更

2017年の個人経営事業所について、産業別に事業主の年齢階級別の事業所の割合をみると、「製造業」、「卸売業、小売業」及び「サービス業」は70歳代が最も高く(36.7%、33.2%、29.1%)、「宿泊業、飲食サービス業」は60歳代が最も高く(32.2%)なっています。

※上記変更前の調査結果

産業、事業主の年齢階級別事業所の割合(2017年)



## ◆科学技術に関する統計

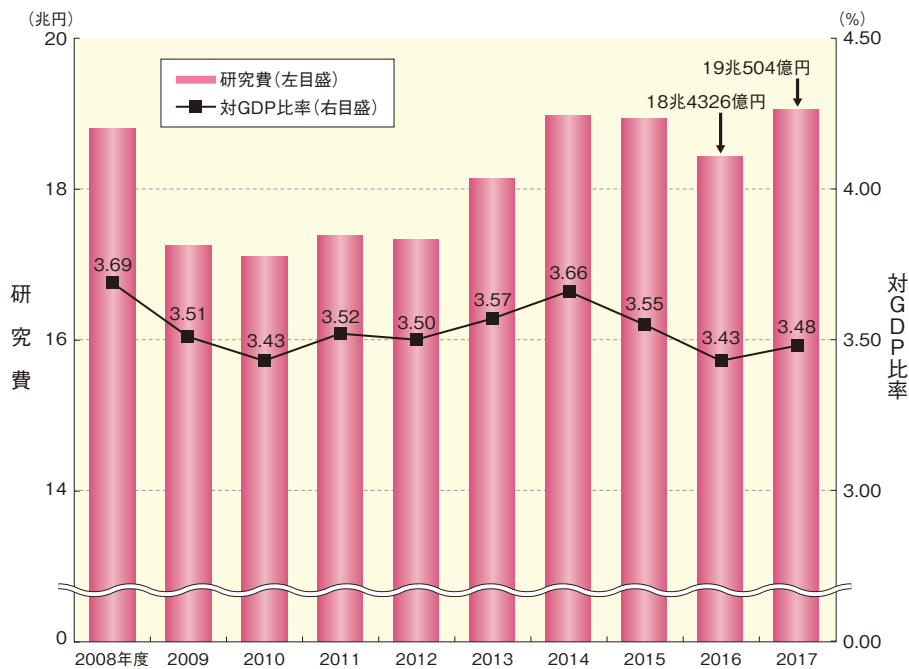
### 科学技術研究調査(基幹統計調査)

**目的**／ 科学技術に関する研究活動の状態を調査し、科学技術振興に必要な基礎資料を得ること  
**対象**／ 約1万8千客体(企業、非営利団体・公的機関及び大学等)  
**調査事項**／ 研究費、研究関係従業者数、国際技術交流(企業に限る)など  
**周期**／ 毎年  
**第1回調査**／ 1953年4月  
**公表時期**／ 毎年12月

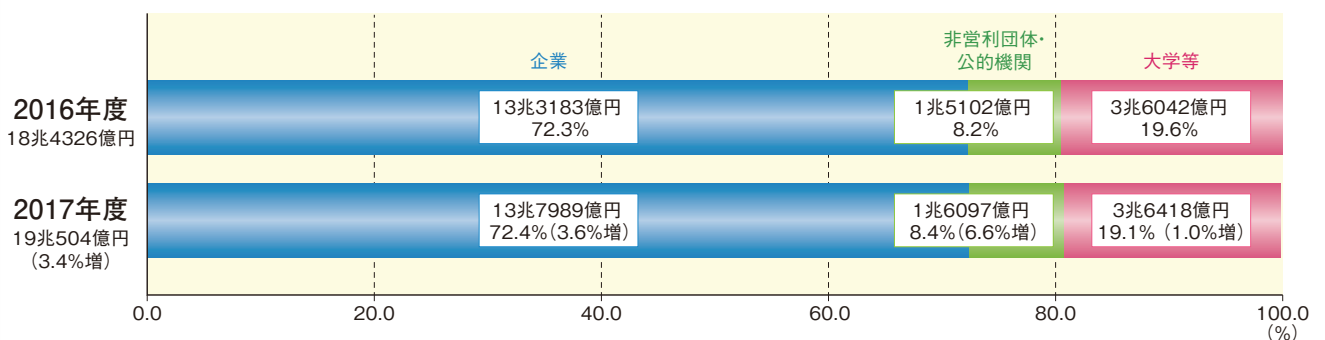
我が国の科学技術研究費は19兆504億円(2017年度)で、GDP(国内総生産)に対する研究費の比率は3.48%と前年度に比べ0.05ポイント上昇しています。

この研究費を研究主体別にみると、企業が13兆7989億円(研究費全体に占める割合は72.4%)、大学等が3兆6418億円(同19.1%)、非営利団体・公的機関が1兆6097億円(同8.4%)となっています。

研究費及び対GDP比率の推移(2008年度～2017年度)



研究費の研究主体別構成比(2016年度、2017年度)



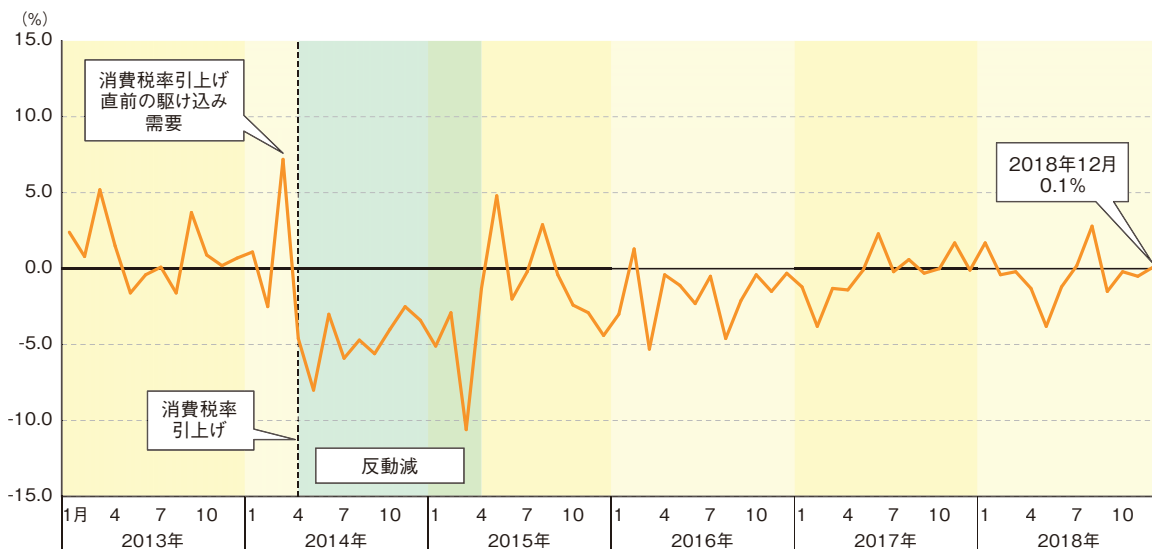
## ◆家計の実態を明らかにする統計

## ■家計調査(基幹統計調査)

目 的	／ 世帯における家計収支の実態を毎月把握し、国の経済政策、社会政策の立案のための基礎資料を得ること
対 象	／ 約9千世帯
調査事項	／ [家計簿] 毎月の収入と支出 [年間収入調査票] 過去1年間の収入 [貯蓄等調査票] 貯蓄現在高や借入金残高など [世帯票] 世帯員及び住居に関する事項
周 期	／ 毎月
第1回調査	／ 1946年7月
公表時期	／ [家計収支] (二人以上の世帯) 調査月の翌々月上旬、(単身世帯・総世帯) 四半期ごとの調査最終月の翌々月上旬 [貯蓄・負債] 四半期ごとの調査最終月のおおむね4か月後

二人以上の世帯における消費支出の動向をみると、2014年4月に消費税率が5%から8%に引上げられた影響により、引上げ前の2014年3月は駆け込み需要による大きな増加が見られました。その後は、消費税率の引上げ前と比べて減少傾向にあり、弱い動きとなっています。

1か月平均消費支出の対前年同月実質増減率の推移(二人以上の世帯、2013年1月～2018年12月)



※実質増減率は、支払った金額(名目)から物価の変動分を取り除いた実質的な金額の増減を示しており、数量や品質の変化分に当たります。なお、実質化には消費者物価指数を用いています。

※2018年1月に調査で使用する家計簿の改正を行っており、2018年1月以降は当該改正による変動を調整した変動調整値です。

## ■家計消費单身モニター調査

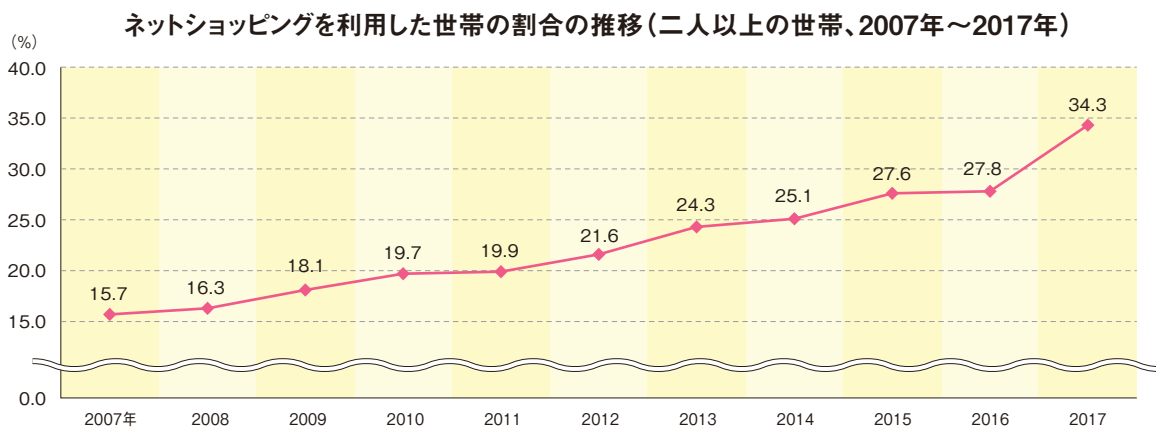
目 的	／ 単身世帯を含めた総世帯の消費動向を毎月把握するため、家計調査の単身世帯結果を補完・補強し、消費動向指数(CTI: Consumption Trend Index)の作成に活用すること
対 象	／ 約2千4百世帯
調査事項	／ 毎月の収入及び支出に関する事項、年間収入に関する事項、貯蓄現在高及び借入金残高に関する事項、世帯に関する事項(年齢、職業など)
周 期	／ 毎月
第1回調査	／ 2017年8月

※家計消費单身モニター調査は、民間事業者の登録モニターから抽出した単身世帯を対象に実施している調査です。本調査の結果を用いた単身世帯の消費支出の推移については、CTIの結果表を御覧ください。

## 家計消費状況調査

目的	個人消費動向の的確な把握のために、購入頻度が少ない高額商品・サービスの消費やインターネットを利用した購入状況、ICT関連消費の実態を安定的に捉えること
対象	約3万世帯
調査事項	特定の商品・サービスの1か月間の購入金額、インターネットを利用した商品・サービスの購入金額、消費に関するインターネットの利用状況、電子マネー等の利用状況など
周期	毎月
第1回調査	2001年10月
公表時期	支出関連項目については毎月調査月の翌々月上旬、ICT関連項目については四半期ごとに最終調査月の翌々月上旬

二人以上の世帯におけるネットショッピングを利用した世帯割合の推移をみると、2017年には34.3%となり、10年前(15.7%)に比べて2.2倍に増加しています。



※本文の中では、「インターネットを利用しての商品・サービスの購入」のことを「ネットショッピング」と表記しています。

## 消費動向指数(CTI)(参考指標)

- **消費動向指数(CTI: Consumption Trend Index)**は、家計調査の結果を補完し、消費全般の動向を捉える分析用のデータとして総務省統計局が開発中の参考指標です。(2018年1月分から公表開始)
  - 消費動向をマクロ・ミクロの両面から捉える速報性の高い消費指標の体系となっています。
- ※データソースは、**当初は既存統計を利用**。研究分析・検証を経た後、**ビッグデータを順次活用予定**

### 世帯消費動向指数(CTIミクロ)

### 世帯の平均消費支出額(10大費目別、世帯類型別など)の月次動向を示す統計指標

※家計調査の上位モデルとなる消費指標

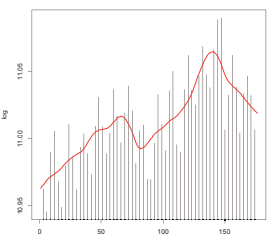
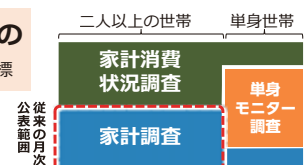
- 家計調査(標本規模:二人以上の世帯約8千、単身世帯約7百)の結果を、
  - ・ 家計消費単身モニター調査(標本規模:約2千4百)
  - ・ 家計消費状況調査(標本規模:約3万)

の結果等と統計的手法によって補正・補強し、**標本規模を擬似的に拡大、推計精度を向上**  
**単身世帯を含む総世帯の結果を月次で公表**

### 総消費動向指数(CTIマクロ)

### 国内経済における個人消費総額(GDPにおける家計最終消費支出)の月次動向を示す統計指標

- GDP統計(家計最終消費支出)をターゲットとして、最新の動向を推測
- GDP統計の四半期別公表値では**観測できない月次の値を時系列回帰モデルによって推計**





## 全国家計構造調査(基幹統計調査)

目的	世帯の所得分布及び消費の水準、構造等を全国的及び地域的に明らかにすること
対象	約9万世帯
調査事項	家計上の収入及び支出、年間収入及び貯蓄・負債現在高、世帯及び世帯員に関する事項、現住居及び現住居以外の住宅・宅地に関する事項など
周期	5年
第1回調査	1959年9～11月(全国消費実態調査)

### 全国消費実態調査から全国家計構造調査への変更について(2019年調査から実施)

所得や資産に関する結果や、単身世帯及び総世帯に関する結果の精度向上、調査世帯や実査に携わる方の負担軽減を図るため、「全国消費実態調査」を全面的に見直し、2019年調査から「全国家計構造調査」として実施

#### 【主な変更点】

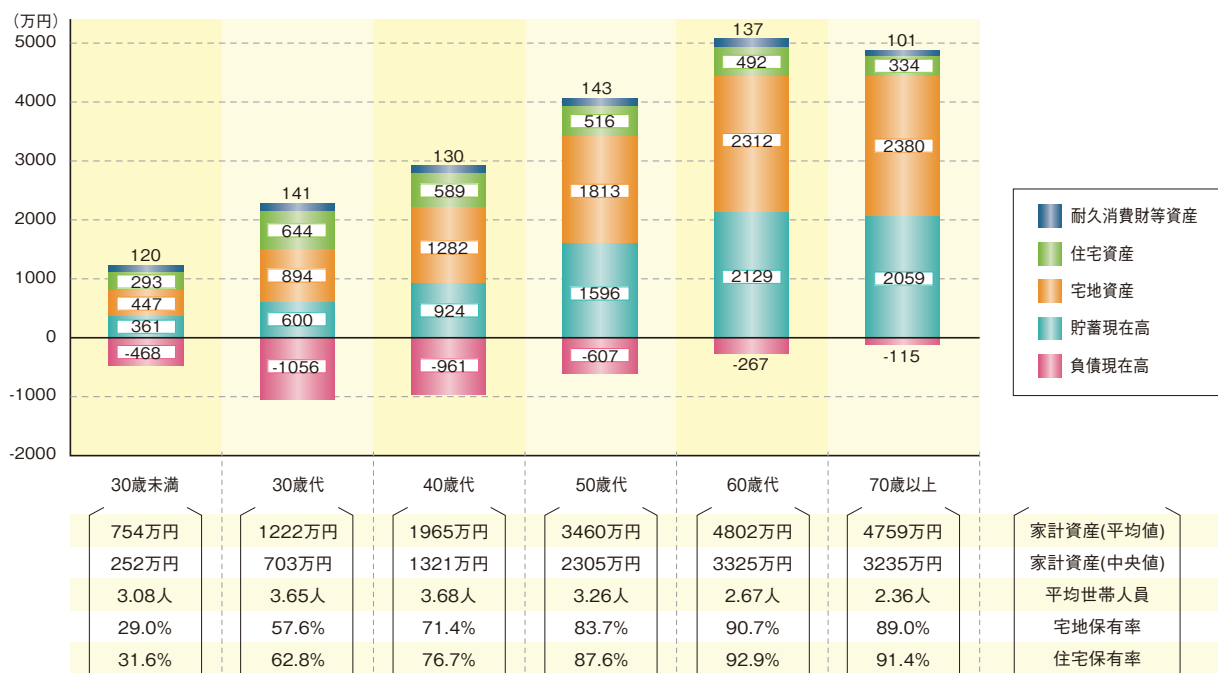
- 全国の家計の収支、資産・負債の状況を総合的に明らかにする統計に刷新
- 調査事項の廃止  
耐久財保有状況に関する調査の廃止
- 調査期間の変更  
3か月から2か月へ調査期間を短縮

二人以上の世帯の家計資産(2014年11月末日現在)について、家計資産の種類別にみると、金融資産のうち「貯蓄現在高」は世帯主が30歳未満から60歳代までの世帯では年齢階級が高くなるに従って多くなっていますが、「負債現在高」は30歳代から70歳以上までは年齢階級が高くなるに従って少なくなっています。また、30歳未満から40歳代までは負債現在高が貯蓄現在高を上回っています。

実物資産のうち「宅地資産」は年齢階級が高くなるに従って多くなっています。一方、「住宅資産」は30歳代が最も多く、年齢階級が高くなるに従って少なくなっています。

※上記変更前の調査結果

世帯主の年齢階級別1世帯当たり家計資産の内訳(二人以上の世帯、2014年11月末日現在)



※家計資産＝金融資産(貯蓄現在高－負債現在高)＋実物資産(宅地資産＋住宅資産(純資産)＋耐久消費財等資産(純資産))

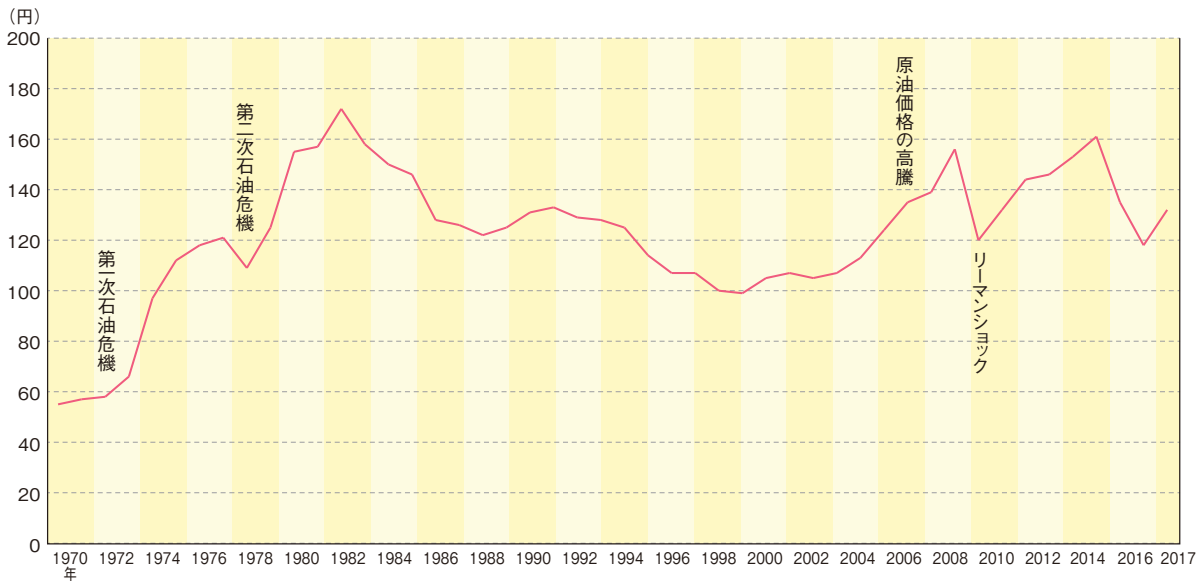
## ◆物価に関する統計

### 小売物価統計調査(基幹統計調査)

- 目的**／国民の消費生活上重要な商品の小売価格、サービスの料金及び家賃を調査して、消費者物価指数やその他物価に関する基礎資料を得ること
- 対象**／約2万7千事業所及び約2万8千世帯
- 調査事項**／小売価格、サービスの料金など
- 周期**／毎月
- 第1回調査**／1950年6月
- 公表時期**／[動向編]原則として毎月19日を含む週の金曜日  
[構造編]原則として調査年の翌年の6月末まで

ガソリンの価格の長期的な推移を見てみると、国外も含めた様々な社会情勢等により、価格が大きく上昇、下落していることがわかります。

ガソリン(レギュラー、1ℓ)の価格の年次推移(東京都区部)



～1964年東京オリンピック時と2017年時の物価の比較～

1964年	品 目	2017年
228円	バナナ 1kg	243円
59.4円	中華そば(外食)	566円
450円	新聞代 1か月	3,343円
221円	映画観覧料	1,800円
10円	信書送達料 封書	82円
55,500円(モノクロ・16型)	テレビ 1台	49,952円(液晶・32V型)
17,900円(フィルムタイプ・35mm)	カメラ 1台	17,596円(デジタルカメラ)

※価格は東京都区部(ただし2017年の「映画観覧料」及び「信書送達料 封書」は全国)の年平均小売価格

## 消費者物価指数(CPI)

消費者物価指数は、全国の世帯が購入する家計に係る財及びサービスの価格等を総合した物価の変動を時系列的に測定するもので、1946年8月から毎月作成しています。具体的には、家計の消費構造を一定のものに固定し、これに要する費用が物価の変動によって、どう変化するかを指数値で示したものです。

政府や日本銀行によるデフレ脱却に向けた判断指標として大変注目が集まっています。

**基準時**／ 2015年平均(基準時は、西暦年の末尾が0又は5の付く年。5年ごとに改定)

**指数品目**／ 家計支出の中で重要度の高い585品目(2018年10月現在)

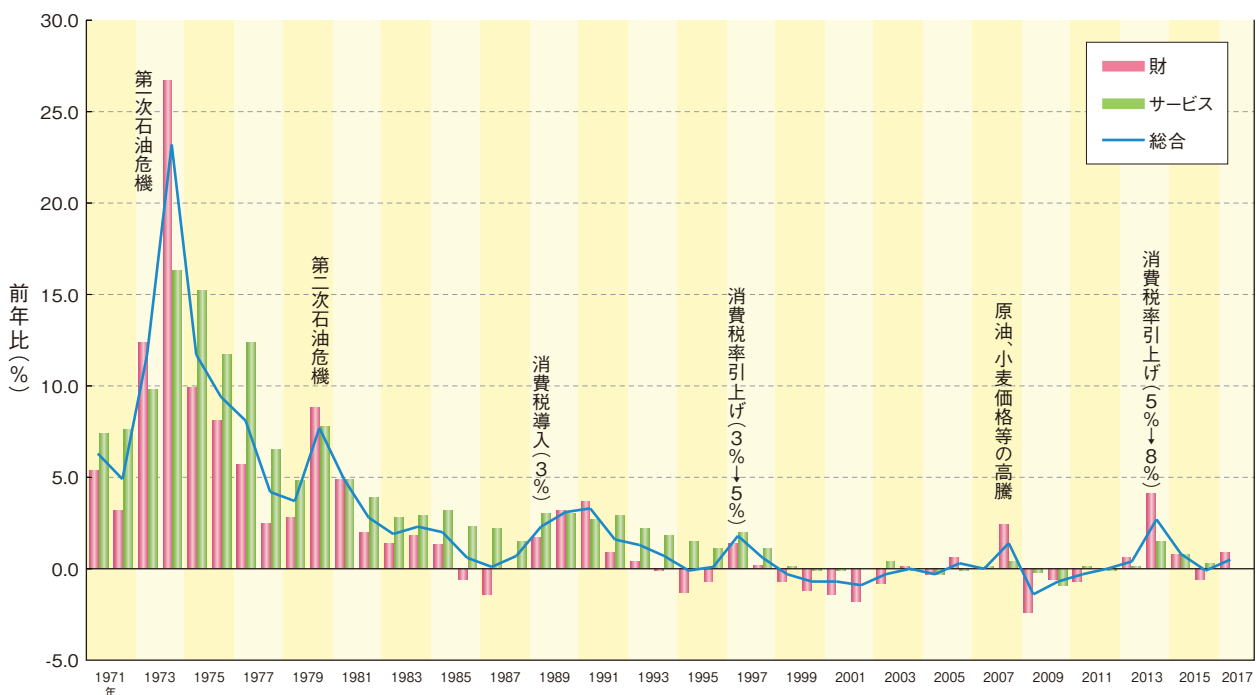
**価格資料**／ 小売物価統計調査による小売価格など

**ウエイト資料**／ 家計調査による基準年の年平均1世帯当たり品目別消費支出金額

**算式**／ 基準時加重相対法算式(ラスパイレス型)

日本経済の高度成長とともに、1960年以降上昇を続けた消費者物価は、第1次石油危機の影響を受けた1974年頃や、第2次石油危機の影響を受けた1980年頃高騰し、その後、原油価格の下落や円高の進行、規制改革の進展等もあって上昇幅は縮小しました。最近の動きをみると、2006年にガソリン、灯油や生鮮食品の値上がりにより8年ぶりに上昇に転じたものの、1999年から2007年までは、ほぼ下落基調で推移しました。2008年は、世界的な原油価格や穀物価格の高騰を受けて11年ぶりに1%を超える上昇となりました。2009年は、2008年に高騰した原油価格の急落によりエネルギー品目が下落したことや、食料品が下落に転じたことなどにより、前年と比べ1.4%の下落と、比較可能な1971年以降最大の下落幅となりました。その後、2012年まで下落基調が続きましたが、2013年以降は、2014年の消費税率引上げによる影響と、2016年の原油価格による下落を除くと、緩やかな上昇基調となっています。

### 消費者物価指数(全国)の前年比の推移(1971年~2017年)



## ◆地域に関する統計

### 地域メッシュ統計

**目的等**／ 地域の実態を同一の基準(位置・面積)でより詳細に比較分析すること。1965年の国勢調査から作成

**編成方法**／ 緯度・経度に基づき、地域を隙間なく網の目(Mesh)の区画に分けて、それぞれの区画に関する統計データを編成

**地域メッシュ区画**／ 基準地域メッシュ(約1km四方)、2分の1地域メッシュ(約500m四方)、4分の1地域メッシュ(約250m四方)

**作成対象**／ 国勢調査、経済センサス

国勢調査に関する地域メッシュ統計地図(65歳以上人口の割合)を2005年と2015年で比較すると、2015年は「0.0～19.9%」を表す青いメッシュが大幅に減少し、全国的に65歳以上人口の割合が上昇していることがわかります。

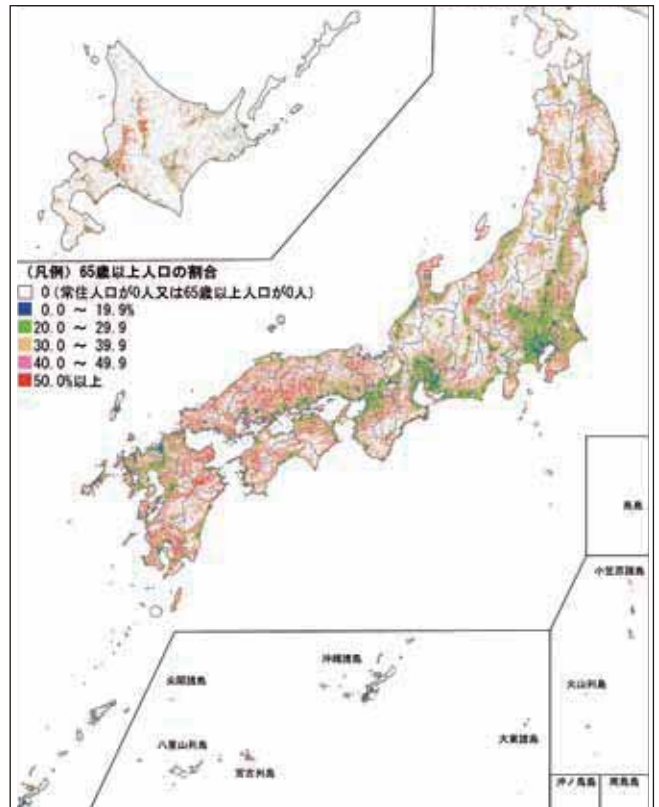
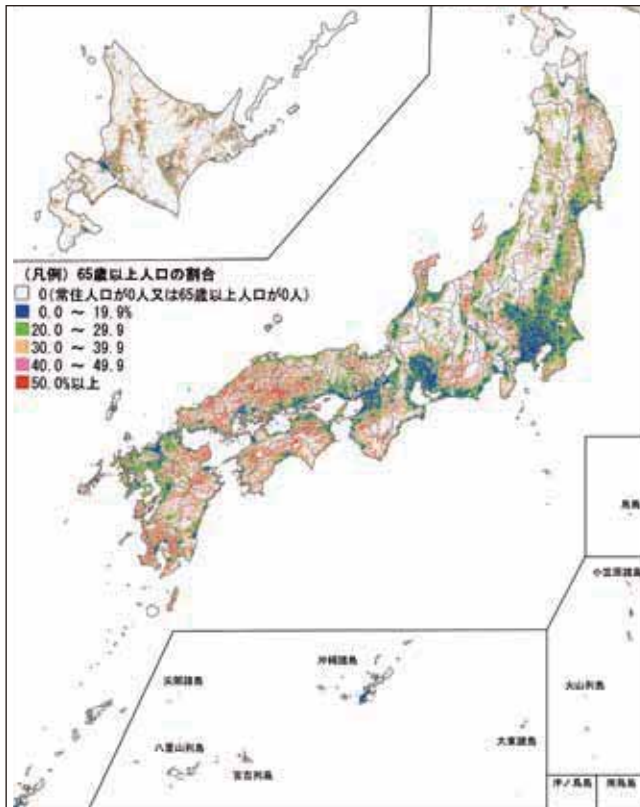
### 国勢調査に関する地域メッシュ統計地図(65歳以上人口の割合)

[2005年]

[2015年]

[基準地域メッシュ(約1km四方)]

[基準地域メッシュ(約1km四方)]



地域メッシュ統計地図は、国土交通省の「国土数値情報(行政区画、湖沼)」を利用しています。

## 統計データの二次的利用の推進

統計調査によって集められた情報(調査票情報)は、本来その目的である統計作成以外に利用・提供してはならないものですが、統計の研究や教育など公益に資するために使用される場合に限り、二次的に利用することが可能であると統計法で定められています。

### ◆匿名データの作成・提供

匿名データの作成・提供とは、統計調査から得られた情報を、調査客体が識別されないように匿名化処理を行って提供するものです。

#### 匿名データの提供内容

対象となる統計調査名	調査の年次
国勢調査	平成12年、17年
住宅・土地統計調査	平成5年、10年、15年、20年、25年
全国消費実態調査	平成元年、6年、11年、16年
労働力調査	平成元年1月～24年12月
就業構造基本調査	平成4年、9年、14年、19年
社会生活基本調査	平成3年、8年、13年、18年

匿名データの提供を受けるためには、法令に定められた以下の要件を満たす必要があります。なお、利用に当たっては、一定の手数料がかかります。匿名データの提供を受けた者には、適正管理義務が生じます。また、目的外利用や提供は禁止され、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で匿名データを提供・盗用した者に対して、50万円以下の罰金が定められています。

#### 利用条件

1. 学術研究の発展に資すると認められ、匿名データを統計の作成等にのみ用いる、学術研究の成果が公表される等の要件を満たす場合
2. 高等教育の発展に資すると認められ、匿名データを統計の作成等にのみ用いる、教育内容が公表される等の要件を満たす場合
3. 国際社会における我が国の利益の増進及び国際経済社会の健全な発展に資すると認められる場合であって、我が国が加盟している国際機関等において匿名データを国際比較を行う上で必要な統計の作成等にのみ用いること等の要件に該当すると認められる場合
4. 相当の公益性を有する統計の作成等として総務省令で定められるものに該当すると認められる場合(予定)

(2019年3月現在)

### ◆オーダーメイド集計

オーダーメイド集計とは、委託に応じて、統計調査から得られた情報を利用して統計等を作成し提供するものです。

#### オーダーメイド集計の提供内容

対象となる統計調査名	調査の年次
国勢調査	昭和55年、60年、平成2年、7年、12年、17年、22年、27年
住宅・土地統計調査	昭和53年、58年、63年、平成5年、10年、15年、20年、25年
家計調査	昭和56年1月～平成29年12月
家計消費状況調査	平成14年1月～29年12月
全国消費実態調査	平成6年、11年、16年、21年、26年
労働力調査	昭和55年1月～平成29年12月
就業構造基本調査	昭和54年、57年、62年、平成4年、9年、14年、19年、24年、29年
社会生活基本調査	昭和56年、61年、平成3年、8年、13年、18年、23年、28年
経済センサス-基礎調査	平成26年

オーダーメイド集計を利用するに当たっては、法令に定められた以下の要件を満たす必要があります。なお、利用に当たっては、一定の手数料がかかります。

#### 利用条件

1. 学術研究の発展に資すると認められる場合であって、統計成果物を用いて行った学術研究の成果が公表される等の要件を満たす場合
2. 高等教育の発展に資すると認められる場合であって、統計成果物を用いて行った教育内容が公表される等の要件を満たす場合
3. 相当の公益性を有する統計の作成等として総務省令で定められるものに該当すると認められる場合(予定)

(2019年3月現在)

## ◆オンサイト施設における統計マイクロデータの利用

統計調査によって集められたマイクロデータ(調査票情報)を、ICTを活用し情報セキュリティを確保しつつ、高度なデータ解析を可能とする環境(オンサイト施設)において利用するものです。

統計局及び統計センターでは、オンサイト利用の普及啓発として、オンサイト施設の全国展開や各種データアーカイブの整備を進めています。

### <オンサイト施設でできること>

- ・施設内に設置されたPCを用いて、申出をした統計マイクロデータを使った研究分析\*を行うことができます。
- ・施設内のPCでは、研究者が自分で用意した参照するデータを利用して、申出をした統計マイクロデータとあわせた研究分析を行うこともできます。
- ・研究分析した成果については、セキュリティ保護の観点等から、所定の審査を受けた上で、提供を受けることが可能です。

\*統計マイクロデータは、統計法に基づき利用を認められた研究などにおいてのみ利用可能なデータです。



入退管理や監視カメラなどで一定のセキュリティが確保されている  
オンサイト施設



### (参考)統計データ利活用センターの開設

統計局及び統計センターは、2018年4月に「先進的なデータ利活用の推進拠点」として、和歌山県和歌山市に「統計データ利活用センター」を開設しました。

統計データ利活用センターでは、学会等と連携を図りながら、統計マイクロデータの提供、データサイエンス・EBPMに資する統計データ利活用の推進や統計データ利活用に関する人材育成などに取り組んでいます。

## 2 統計情報の戦略的提供の推進

### 国の情報基盤としての統計情報の提供・高度利用の促進

#### ◆政府統計の総合窓口 (e-Stat)



政府統計の総合窓口(e-Stat)は、各府省が公表する統計データを一つにまとめ、統計データを検索したり、地図上に表示できるなど、統計を利用する上で、たくさんの便利な機能を備えた政府統計のポータルサイトです。

e-Statを通じて、統計データの高度利用を推進しています。

**統計データを探す**  
目的とする統計データを探し、グラフで見たり、そのデータをダウンロードすることができます。

**地図で見る**  
統計データを地図上に「見える化」したり、レポートを作成することができます。また、地図ソフトに用いる統計データや境界データをダウンロードすることができます。

**統計分類・調査項目**  
統計調査で使用した調査票のサンプルなどをみることができます。

① 統計GIS  
② API機能  
③ 統計ダウンロード

#### ①統計GIS\*～地図で見る統計(jSTAT MAP)～

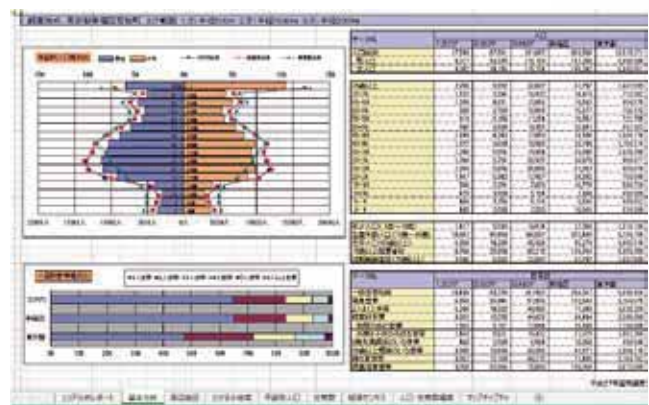
地図で見る統計(jSTAT MAP)は、誰でも使える簡単な地理情報システムです。

ここでは、統計地図を作成するほか、防災、施設整備、市場分析等、利用者のニーズに合った地域分析が可能となるように、以下の機能等を提供しています。

1. 利用者の保有するデータと政府統計データをあわせて地図上に表示する機能
2. 任意に指定したエリアにおける統計算出機能
3. 地域分析レポート作成機能



#### jSTAT MAPの活用例



選択したエリアの分析レポート

\*GIS: Geographic Information Systemの略。地理空間に関する情報などを扱う機能

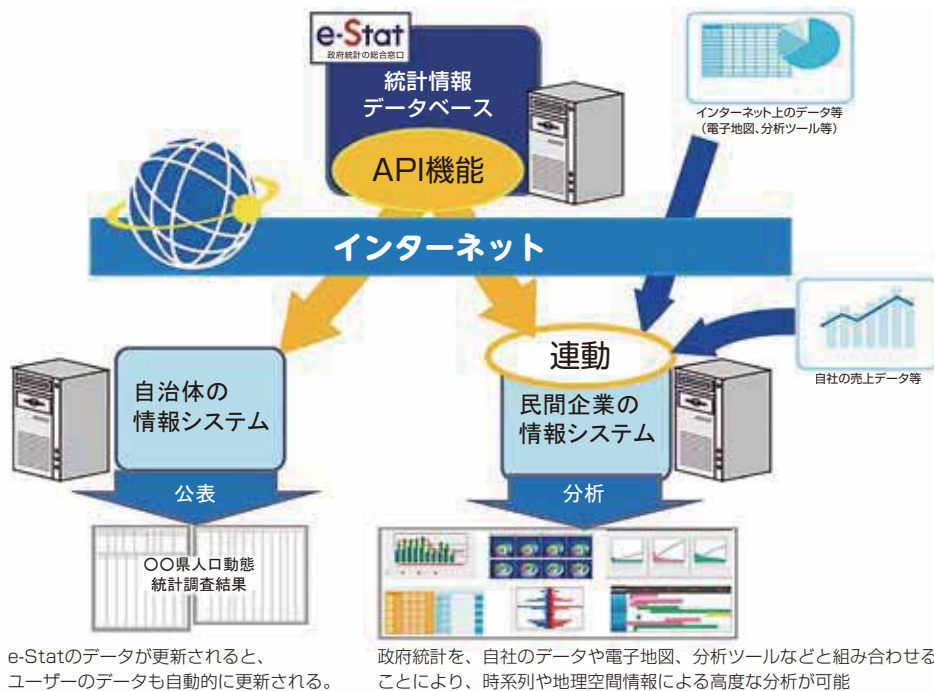
## ②API機能～API機能による統計データの提供～

API(Application Programming Interface)機能とは、利用者が作成するプログラムから、インターネットを通じて、直接データを取得することを可能とする機能です。

政府統計の総合窓口(e-Stat)のAPI機能を利用することで、e-Statのデータ更新に合わせたデータの自動取得やe-Statに収録された統計データと利用者の保有データを組み合わせた分析処理の自動化などが可能になります。



API 機能を活用した統計データの高度利用の仕組み



## ③統計ダッシュボード～統計データを視覚的に分かりやすく提供するサイト～

統計ダッシュボードは、主な統計データをグラフなどに加工して一覧表示し、視覚的に分かりやすく提供するWebサイトです。約5000の統計データを17の分野に整理して収録しているほか、よく利用されるデータは、あらかじめグラフとして掲載しています。



### 公的統計が見える化、簡単な操作で利用可能

- ・簡単な操作で利用者のニーズに応じたグラフの加工が可能
- ・専門的知識を持たない人でも利用可能

### 地域別や時系列での比較が可能

- ・全国のデータのみならず、都道府県別の比較及び時系列変化も幅広く見える化

### 利用者のニーズに対応

- ・分野ごとに利用者のニーズの高いデータを優先的に表示



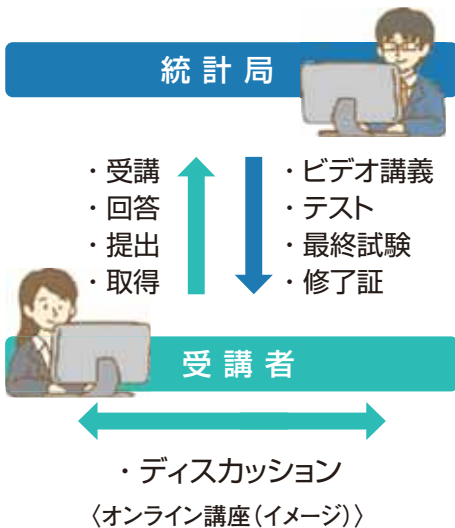
## 統計リテラシーの普及・啓発

### ◆“データサイエンス”力の高い人材育成

ICTの進展とビッグデータの活用への社会の関心が高まる中で、データに基づいて課題を解決する能力の高い人材、いわゆるデータサイエンスを身に付けた人材が不可欠です。統計局は、これまで統計リテラシーの普及・啓発を先導してきた経験をいかし、“データサイエンス”力の高い人材育成のため、「データサイエンス・オンライン講座」の開講や統計力向上サイト「データサイエンス・スクール」の提供を行っています。

### データサイエンス・オンライン講座

- ウェブ上で誰でも無料で参加可能なオープンな講義



#### <講座>

- ・社会人のためのデータサイエンス入門
- ・社会人のためのデータサイエンス演習
- ・誰でも使える統計オープンデータ



### 統計力向上サイト「データサイエンス・スクール」

- パソコンやスマートフォンなどでデータの活用方法や統計の知識を、“いつでも誰でも気軽に学べる”統計力向上サイト
- 「プレゼングラフ作成のポイント」などのビジネス活用に役立つコンテンツや統計の理解度を測れるコンテンツ「あなたの統計力」を提供



<データサイエンス・スクール>



<プレゼングラフ作成のポイント>

## ◆児童・生徒等向けのサイト

統計局のホームページでは、小・中学生向け統計データ検索サイト「キッズすたっと～探そう統計データ～」や、統計学習サイトとして「なるほど統計学園」、「なるほど統計学園高等部」などを掲載しています。

### 小・中学生向け統計データ検索サイト「キッズすたっと～探そう統計データ～」



小・中学生が、教科書にある言葉などから統計データを探ることができる統計データ検索サイト

- 小学生2教科・中学生4教科の単元別に、統計データの検索が可能
- 入力されたキーワードから統計データに関連の深い用語の候補を表示

### 統計学習サイト



#### <小・中学生向け学習サイト「なるほど統計学園」>

- コンセプトは「発見・気づき」、「納得」、「親しみ」
- 統計学習や自由研究に役立つ160種類以上の各種統計データやレベル別の三択クイズ等を掲載



#### <高校生向け学習サイト「なるほど統計学園高等部」>

- 統計の基礎知識、統計調査の実施方法、集計データの解析方法、統計データの具体的な利用方法等、統計を「読み解く力」と「活用する力」を養う材料を掲載



#### <統計学習の指導のために(先生向け)>

- 小中高における統計教育をサポートすることを目的として、統計局が実施している統計調査の結果等を素材として用いた、実践的な授業モデル等を掲載



## ◆統計データ利活用の取組

統計局では、統計データの利活用を推進するための取組として、「地方公共団体における統計利活用表彰」、「子ども統計プログラミング教室」、「統計データ分析コンペティション」などを開催しています。

### 地方公共団体における統計利活用表彰

#### 目的

客観的な統計データに基づく確かつ効率的な行政運営を促進する観点から、統計を利活用した優れた取組を進める地方公共団体に対する表彰を行い、地方公共団体における統計データの利活用を推進します。



#### 実施概要

2016年度から地方公共団体を対象に実施

10月18日「統計の日」に受賞団体を決定し、11月の全国統計大会で表彰

入賞：総務大臣賞、統計局長賞

※そのほか、総務省統計局長が必要と認めた場合は、特別賞や奨励賞を授与

主催：総務省



〈全国統計大会の授賞式の様子〉

### 子ども統計プログラミング教室

#### 目的

データを活用する上で必要となるプログラミングの基礎的な知識の提供、プログラミングの実践及び実践結果の分析を通じて、小学生に「統計」を身近に感じてもらい、広く統計データ利活用に関心を持ってもらうことを目的としています。



#### 開催概要

2014年度から小学生を対象に開催

※2015年度から開催地域を地方都市にも拡大

統計局では毎年夏休みに開催

主催：総務省

(地方都市での開催時は開催都道府県等と共催)



〈子ども統計プログラミング教室の様子〉

### 統計データ分析コンペティション

#### 目的

高校生、大学生等が統計データ\*を用いた分析のアイデアと技術を競うことにより、統計の有用性を理解し、統計データの利活用マインドと分析技術の醸成を図るとともに、公的統計の利活用を推進します。

※(独)統計センターが提供している「教育用標準データセット(Standardized Statistical Data Set for Education:SSDSE)」で、統計教育等での利用に供するため、市区町村別の主要データを簡易な表形式に編集したもの。



#### 開催概要

2018年度から高校生、大学生等を対象に開催

10月18日「統計の日」に受賞団体を決定、11月の全国統計大会で表彰

入賞：総務大臣賞、優秀賞、日本統計協会賞

※そのほか、必要と認める場合は、特別賞又は奨励賞を授与

主催：総務省・独立行政法人統計センター・一般財団法人日本統計協会



〈全国統計大会の様子〉

## 総合統計書の編さん

統計局を始め各府省や国内外の機関が作成した統計調査の結果や業務報告などに基づく統計データを、国土、人口、経済、社会、文化等の広範な分野にわたって総合的・体系的に整備し、「日本統計年鑑」などの総合統計書として編集、刊行しています。

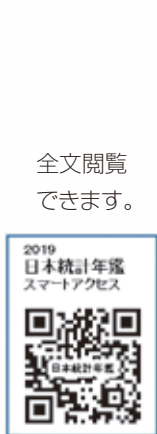


刊行している全ての総合統計書は、統計局ホームページでも提供しています。



〈日本統計年鑑〉

我が国の国土、人口、経済、社会、文化などの広範な分野にわたる基本的な統計を、網羅的かつ体系的に収録した総合統計書として、毎年11月に刊行しています。



全文閲覧  
できます。



〈日本の統計〉

よく利用される基本的な統計を選んで体系的に編成し、ハンディで見やすい形に取りまとめたもので、毎年3月に刊行しています。



〈世界の統計〉

世界各国の人口、経済等に関する主要な統計を国際機関の統計資料から選んで編集した総合統計書として、毎年3月に刊行しています。



〈STATISTICAL HANDBOOK OF JAPAN〉

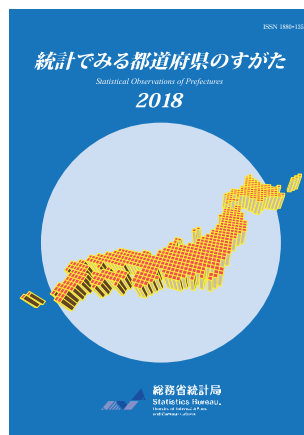
統計を通じ、我が国の最近の実情をグラフや写真を交えて英文で紹介した資料として、毎年9月に刊行しています。



〈社会生活統計指標 一都道府県の指標一〉

社会・人口統計体系(SSDS)<sup>\*</sup>において整備した基礎データと、それを用いて作成している統計指標の中から、都道府県別の主要なデータを取りまとめた報告書として、毎年2月に刊行しています。

本書のほかに「統計でみる都道府県のすがた(毎年2月刊行)」、「統計でみる市区町村のすがた(毎年6月刊行)」も刊行しています。



<sup>\*</sup>SSDS(System of Social and Demographic Statistics):人口・世帯、自然環境、経済基盤などの13分野にわたる国民生活全般の実態を示す地域別統計データを収集・加工して、これを体系的に整備したものの。

## その他の情報発信

### ◆統計局ホームページ

統計局のホームページでは、統計局が作成する統計調査の結果、統計研究研修所の研究・研修活動など、各種情報をリアルタイムで提供しています。



### 主な掲載内容

- ・ 統計局が実施する統計調査の結果の概要や統計データ
- ・ 統計トピックス、統計Today、話題の数字などの広報資料の公開
- ・ e-Statや統計ダッシュボード、統計学習サイトなどへのリンク
- ・ 実施中の調査の案内、よくある質問、組織紹介、統計に関する国際協力 など



〈統計局ホームページ トップページ〉



〈統計調査のページ〉

### ◆統計局公式Facebook



統計局公式Facebookでは、統計に関する話題や動きなど広く情報を提供しています。

### ◆統計メールニュース



統計メールニュースでは、公表された主な調査結果の要約や統計局からのお知らせなどを配信しています。

# 3 統計に関する国際協力

統計局では、これまで培ってきた統計技術を背景として、統計に関する国際協力や国際交流を推進しています。

## 諸外国への技術協力

諸外国の統計技術向上のため、開発途上国や国際機関からの要請に応じて、メキシコ、スリランカ、フィリピン、アルゼンチン、インドネシア、ミャンマー、タンザニア、カンボジア、ネパール、エジプトなどに対し、専門家の派遣や研修生の受入れを行っています。



〈ネパール中央統計局能力強化プロジェクト〉

## 二国間交流

中国及び韓国と、統計視察団の相互交流に合意し、30年以上ほぼ毎年その時々的重要課題をテーマとした意見交換を行っています。また、ベトナムとは2015年1月に、モンゴルとは2017年2月に協力の覚書に署名し、さらに、ベトナムとは2018年8月に公的統計ICTシステムの導入に関する協力の覚書に署名し、緊密な相互交流を行っています。



〈第31回訪日・中国統計視察団〉

## 国際会議の開催

国連統計委員会傘下の国際的な専門家グループ(国連シティグループ)会合や統計関連セミナーなどを毎年主催、共催しています。様々な国際会議の開催を通じて、統計に関する国際的な情報交換を積極的に推進しています。



〈第7回ジェンダー統計グローバル・フォーラム(2018年)〉

## 各国政府職員等の受入れ

統計技術に関する意見交換及び研修を目的とした各国政府職員等の訪問を受け入れています。年間100名以上の来訪者との交流を通じて、各国の実情の把握、我が国の統計制度への理解の向上を図っています。



〈第9回政府統計マイクロデータ分析に関する国際ワークショップ参加者との意見交換〉

## ～統計図書館～

統計図書館は、1881年6月、太政官統計院に「書籍掛」が置かれたことに始まり、国内や外国の統計関係資料を所蔵する統計に関する専門の図書館として、明治以降の統計資料を数多く所蔵しています。

また、当館は、1948年8月に国立国会図書館法に基づく国立国会図書館の支部図書館に指定され、以後、国会議員、行政・司法の各部門及び一般の方々に対して図書館サービスを提供しています。

**所在地** 東京都新宿区若松町19-1 総務省第二庁舎1階

**利用時間** 午前9時30分～午後5時

**休館日** 土曜日、日曜日、国民の祝日・休日及び年末・年始



### 蔵書と利用

当館の蔵書は、主として統計関係分野で構成され、統計局を始め、中央府省、都道府県等が刊行した統計書などが主体となっています。また、海外からは、国際機関及び欧米を中心とした主要国から統計関係資料を収集しており、これらを合わせた数は、約27万冊になります。

資料の書誌情報は、データベース化して管理するとともに、蔵書検索システム(webOPAC)に登録しており、図書館に備え付けたパソコン及び統計局ホームページからも検索することができます。



〈統計図書館閲覧室の様子〉

**図書閲覧係** 電話:03-5273-1132

**蔵書の検索**



### 相談業務

統計図書館では、皆様の統計利用のニーズにお応えするため、公的統計データの入手先に関する相談窓口を設けています。来館しての相談はもとより、電話又はメールでもお受けしていますので、お気軽に御相談ください。

また、過去の相談事例を取りまとめた「統計データFAQ」を統計局ホームページに掲載しています。

**統計相談係** 電話:03-5273-1133

相談時間:午前9時30分～午後5時30分

メールアドレス:toukeisoudan@soumu.go.jp



〈統計相談窓口での相談の様子〉

**統計データFAQ**



## ～統計資料館～

統計資料館は、広く統計への関心を深め、統計調査に対するより一層の理解を得ることを目的に、1991年10月18日(統計の日)に開設しました。

**所在地** 東京都新宿区若松町19-1  
総務省第二庁舎敷地内  
電話:03-5273-1187

**開館時間** 午前9時30分～午後5時  
【観覧無料】

**休館日** 土曜日、日曜日、国民の祝日・休日  
及び年末・年始



〈統計資料館〉

### ◆展示内容

2018年10月1日に展示内容のリニューアルを行い、統計に関わりのあった明治期の偉人達(大隈重信、福沢諭吉、杉亨二、森鷗外、原敬)を紹介したパネルや明治初期からの統計に関する貴重な文献、第一回国勢調査の記録資料・用品を始め、一般社団法人情報処理学会により情報処理技術遺産に認定された、我が国初の統計集計機である「川口式電気集計機」と同機の入力用カードを作成する「亀の子型穿孔機」などの古い集計機器を展示しています。

このほかにも、明治時代を中心とした統計の歩みをマンガで紹介するコーナーや各種都道府県別データを基に、直接画面に触れながらクイズ形式で答える「日本地図で見る統計データ」のコーナーなども設けています。



〈統計の偉人たち〉



〈統計に関する古資料の展示〉



亀の子型穿孔機

〈川口式電気集計機と亀の子型穿孔機〉



〈マンガで紐解く統計の歴史〉

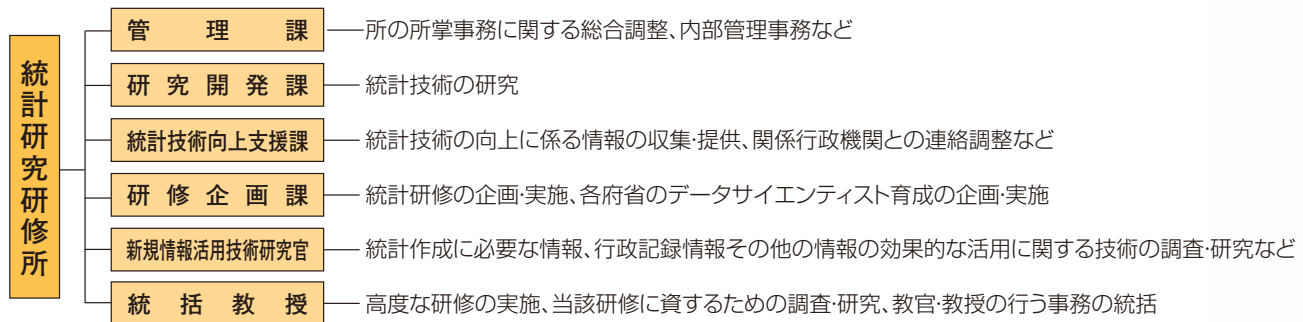


# Ⅲ 統計研究研修所

統計研究研修所は、第1回の国勢調査が実施された翌年の1921年に、国勢院第一部(後の内閣統計局)に統計専門職員の養成を行うため設置された「統計職員養成所」がその始まりです。

戦後、各行政分野での統計の利活用が進んだことから、1971年に研修対象を行政部門の全ての職員(地方公共団体職員を含む)に拡大するとともに、名称を「統計研修所」に変更し、その後、2003年4月に総務省の施設等機関となりました。

2014年3月末には東京都国分寺市に移転し、2017年4月からは統計技術の研究に関する機能を加え、名称を「統計研究研修所」に変更しました。



(2019年1月現在)

## 1 統計研修の実施

統計研究研修所は、統計に関する我が国唯一の専門研修機関として、国・地方自治体の職員(教員を含む)及び政府関係機関の職員に対し、統計の基礎から応用に渡る知識の習得を目的とした研修を行っています。

### オンライン研修

#### ◆研修の歩み

統計研究研修所では設立以来集合型の研修を実施していましたが、インターネットを介して受講する「通信研修」を2005年度から開講しました。

その後、ICT技術の進展に伴い、動画によるオンライン研修として、2016年度に「初めて学ぶ統計」を、翌2017年度に「統計データのできるまで」を開講しました。

オンライン研修の導入により、より多くの研修希望者を受け入れることが可能となりました。

このように、統計研究研修所では、受講生を教室等に集めて行う集合研修を中心とした講義の中で、ICT技術を活用しながら、公的統計の作成に必要な職員育成の土台となる研修や作成した統計の活用方法等に関する研修を行ってきました。

#### ◆研修の拡充

統計データのオープン化やビッグデータの利活用により、国や地方自治体では効率的な行政運営を進めるため、自らが保有する統計や行政情報等のデータを活用した行政運営や政策立案が進められています。



〈オンライン研修画面(イメージ)〉

(講師:独立行政法人統計センター理事長 榎広計(2019年1月現在))

このような背景を受け、昨今では、統計担当職員のみならず政策決定を行う部門の職員等にもデータの利活用が求められています。

統計研究研修所では、このような状況変化に対応し、増加する研修希望者をより多く受け入れるべく、2019年度からオンライン研修のシステムを増強するとともに、研修内容も拡充していきます。

## 集合研修 ～多岐にわたる豊富な講座～

統計研究研修所における集合研修では、統計の基礎知識から広範な応用力まで、統計を担当する職員等にとって必要な総合的な統計知識の習得を目的としたコースを設けています。

具体的には、統計入門課程、統計基本課程のほか、国民・県民経済計算や政策立案と統計の関係などを習得するための統計専門課程、時代のニーズに即した特定の統計関連のテーマを学ぶ特別コースを設けています。

また、EBPMの推進という観点から、政策立案に関連する統計知識の習得や応用力の構築を目的とした内容の充実にも取り組んでいます。

このほか、首都圏以外の受講生が参加しやすい環境を提供するため、滋賀大学や和歌山県にある統計データ利活用センターとの共催セミナーを開催するほか、統計教育の充実を図るための統計指導に携わる教員等を対象とした研修も実施しています。



〈研修風景〉

## 研修生の宿泊施設

研修生は、統計研究研修所の敷地内にある宿泊施設を利用できます。

### ◆セキュリティー

- 統計研究研修所の建物・宿泊棟は、監視員が24時間管理しています。
- 宿泊施設への出入りは、専用のICカードでセキュリティーチェックを行い、宿泊者以外は立ち入ることができません。

### ◆宿泊施設の設備

- 各部屋は個室で、各種設備等が備わっています。  
・ ユニットバス ・ エアコン ・ 電気ポット ・ ドライヤー など

※受入れ人数には、限りがあります。



〈宿泊施設の外観〉



〈宿泊施設の室内〉



## 2 統計技術に関する研究

統計研究研修所では、社会経済情勢の変化に対応した様々な統計需要に適切に対応できるよう、統計作成に必要な情報、行政記録情報その他の情報の効果的な活用に関する技術の調査・研究、統計技術の向上に係る情報の収集・提供、関係行政機関との連絡調整、統計技術の研究などを行っています。

### 統計技術の研究

高度な統計技術の研究開発、各府省への支援の強化及びビッグデータの利用等に適切に対応できるよう、以下の研究活動を推進しています。

- ・ ビッグデータに関する情報の収集・整理及び研究
- ・ 各府省共通の統計技術に関する情報の収集及び研究
- ・ 各府省・地方公共団体からの要請に応じた統計技術支援
- ・ 大学、民間企業等との共同研究を中心に、客員教授や外部有識者とも連携した、統計の高度利用や様々な調査研究

など

### リサーチペーパーの刊行

主だった研究成果をリサーチペーパーとして刊行し、関係方面に配布するとともに、その概要をホームページに掲載しています。



〈リサーチペーパー〉

### いほう 統計研究彙報の刊行

統計研究彙報は、「公的統計の改善及び発展」及び「政策の証拠としての公的統計の活用の促進」に資する研究成果を提供することを目的として、原則として年1回刊行しています。

1950年3月の第1号の創刊以来、2019年3月現在第76号を数えるに至っています。



〈統計研究彙報(イメージ)〉

### 日本統計学会等への参加

統計研究研修所は、日本統計学会、日本人口学会、地理情報システム学会、日本品質管理学会、日本経済学会及び経済統計学会に統計局及び政策統括官(統計基準担当)と共に加入しています。各学会の大会においては、職員が行った研究や分析結果などの成果を発表するとともに、各分野の研究動向などについて、最新の情報収集に努めています。



〈学会における研究発表〉

# IV 政策統括官（統計基準担当）

分散型統計機構を採用している我が国においては、必要な統計が作成されない、統計調査が重複するといった問題が生ずるおそれがあり、政府横断的に調整を図る必要があります。

このため、政策統括官（統計基準担当）が、統計法（2007年法律第53号）などに基づいて、統計に関する基本的事項の企画・立案・推進や統計調査の審査・調整などを行っています（我が国の統計制度については、1ページを参照）。

## 統計に関する基本的事項の企画・立案・推進

統計は、国や地方公共団体における政策判断や政策効果の評価のための基礎的情報にとどまらず、国民や企業等の様々な意思決定や学術研究機関における各種研究に必要不可欠な「社会の情報基盤」として、重要な役割を果たしています。政府全体の統計に関する基本的事項の企画・立案を担う立場としての、政策統括官（統計基準担当）の業務は以下のとおりです。

### ◆統計法令の制定及び改正

我が国の統計行政に関する基本法である統計法及び関係政省令を所管しており、これらの法令の制定・改正を必要に応じ行っています。例えば、各府省の基幹統計調査（2ページを参照）のうち、地方公共団体を通じて調査を行うもののほとんどは、政策統括官（統計基準担当）が所管する政令（統計法施行令）で地方公共団体の事務を規定しており、この政令を改正することによって、地方公共団体における基幹統計調査事務の変更が行われます。また、2018年6月1日に、公的統計の効率的な作成及び調査票情報の活用を図るための統計法の改正法が公布されました。

### ◆公的統計の整備に関する基本的な計画の立案と推進

国は、その要員・予算に限りがある中で、公的統計を体系的・効率的に整備する必要があります。そのために、統計法では、国の行政機関の今後5年間の取組を示す基本計画を総務省が立案して作成することを定めており、その立案の役割を政策統括官（統計基準担当）が担っています（3ページを参照）。

### ◆各種指針・ガイドラインの制定及び改定

各府省が統計法令を運用しやすいよう、また、各府省の統計法令の運用の統一性が確保されるよう、統計調査への回答の情報の保護を図るためのガイドライン、調査票情報の二次的利用についてのガイドライン、統計調査への理解を得るための各府省共通の行動指針など、多数の指針やガイドラインを国の行政機関や地方公共団体に示すとともに、必要に応じこれらの改定を行っています。

### ◆調査票情報の二次的利用の促進

「委託による統計の作成等（オーダーメイド集計）」や「匿名データの提供」が多くの統計調査で行われるよう、各府省への働きかけを行うとともに、各学会や広報媒体などを通じて、二次的利用制度の広報に努めています。

### ◆統計法の施行状況の把握と施策の推進

毎年度、各府省等における基本計画の推進状況や統計法の運用状況等を取りまとめ、その概要を公表するとともに、統計委員会に報告を行います。統計委員会は、各府省等における施策の推進状況をチェックして必要に応じて意見を述べ、統計行政の改善を図っていきます。このサイクルの一翼を政策統括官（統計基準担当）が担い、政府全体の統計整備を強力に推進しています。

### ◆統計委員会の事務局

基本計画の案や基幹統計調査などに関する調査審議を行う専門的かつ中立な調査審議機関として、13名以内の学識経験者からなる統計委員会が総務省に設置されています。政策統括官（統計基準担当）は、統計委員会の事務局としての役割も担っています。

## 統計調査の審査・調整

政策統括官(統計基準担当)は、統計法に基づき、他の統計調査との重複排除による報告者の負担軽減や統計の品質確保などの観点から、国の行政機関が実施する統計調査について審査・調整を行っています。

また、その一環として、予算の概算要求の際には、各府省の統計調査について実施の必要性等を審査し、その結果を財務省に意見通知しています。

## 産業連関表の作成

政策統括官(統計基準担当)は、10府省庁の共同事業として作成されている「産業連関表」の調整・取りまとめを行っています。

「産業連関表」は、国内経済において一定期間(通常1年間)に行われた財・サービスの産業間取引等を一つの行列(マトリックス)に示した統計表であり、

- ▶各産業が、どれくらいの原材料や人件費等を費やして財・サービスを生産したか
- ▶各産業が、生産した財やサービスを、どの産業に、いくら販売(輸出を含む。)したか

について把握することができます。

このため、国民経済計算を推計する際の不可欠なデータであるほか、経済波及効果を推計する際の基礎資料として用いられており、このような重要性を踏まえて、「基幹統計」として指定されています。

## 統計基準の設定

政策統括官(統計基準担当)は、様々な統計の相互比較性を高め、統計の利便性の向上を図るため、統計法に基づく「統計基準」として、分類に関する統計基準等及び経済指標に関する統計基準の設定を行っています。

### ◆分類に関する統計基準等

#### ●日本標準産業分類

日本標準産業分類は、統計を産業別に表示する場合の統計基準として、事業所において社会的な分業として行われる財及びサービスの生産又は提供に係る全ての経済活動を分類したもので、大・中・小・細の4段階で設定しています。  
(2013年10月に改定し、2014年4月に施行)

#### ●日本標準職業分類

日本標準職業分類は、統計を職業別に表示する場合の統計基準として、個人が従事している仕事の類似性に着目して区分し、それを体系的に分類したもので、大・中・小の3段階で設定しています。  
(2009年12月に統計基準として設定)

#### ●疾病、傷害及び死因の統計分類

疾病、傷害及び死因の統計分類は、統計を疾病、傷害又は死因別に表示する場合の統計基準として作成したものです。  
(2015年2月に改定し、2016年1月に施行)

※本分類の内容は、厚生労働省社会保障審議会において検討され、検討結果を受けて、総務大臣が統計法に基づく統計基準としての設定を行っています。

これらの統計法に基づく「統計基準」以外にも、統計の相互比較性を高め、統計の利便性向上を図るため、「日本標準商品分類」が設定されています。

#### ●日本標準商品分類

日本標準商品分類は、統計調査の結果を商品別に表示する場合の統計分類として作成したものです。  
(1990年6月に改定)

## ◆経済指標に関する統計基準

経済指標とは、企業や世帯などの経済活動の状況を数値化した各種統計や指数のことです。こうした経済指標の作成に当たり、各指標の相互比較性の確保等のための統計基準として、「指数の基準時に関する統計基準」及び「季節調整法の適用に当たっての統計基準」を設定しています。

### ●指数の基準時に関する統計基準

指数とは、異なった時点間における価格、生産量等を比較するために、基準となる時点(基準時)を100として他の時点における統計数値を相対的に表したものです。

この基準時が指数ごとに異なると指数間の相互利用や比較等に支障が生じる恐れがあることから、指数の基準時に関する統計基準では、基準時の統一的な時点(西暦年の末尾が0又は5である年)等を定めています。

(2010年3月に統計基準として設定)

### ●季節調整法の適用に当たっての統計基準

短期的な経済指標の原数値には、自然的要因(気温、天候等)、制度的要因(企業の決算時期等)及び社会的要因(年末年始、盆等)による1年を周期として繰り返される「季節変動」が含まれていることがあります。そのため、時系列分析を行う際には、原数値から季節変動を除去した「季節調整値」が用いられることが多く、季節調整の手法を「季節調整法」と言います。

季節調整法の適用に当たっての統計基準は、適切な季節調整法を継続的に使用することや、季節調整法の運用に関する情報を公表すること等を定めています。

(2011年3月に統計基準として設定)

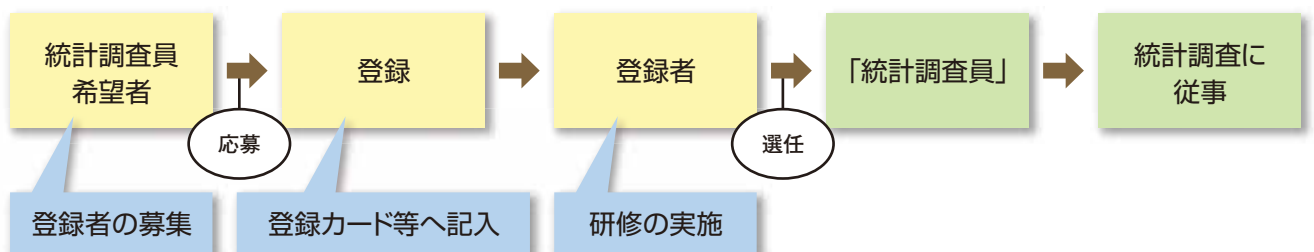
## 統計調査環境の整備

### ◆統計調査員確保対策事業の実施

「統計調査員」は、国又は地方公共団体が行う統計調査の実施に際し、調査対象(世帯・事業所)と直接接し、調査票の配布、回収などの業務を行っており、調査の第一線において重要な役割を果たしています。

政策統括官(統計基準担当)は、統計調査員の選任の事務を円滑に行うため、地方公共団体の協力を得て、あらかじめ統計調査員の希望者を登録する事業を行っています(2017年度末の登録者数は約14万3600人)。

### 統計調査員確保対策事業の概要



### ◆統計の普及、広報

統計の重要性に対する国民の理解と関心を深め、統計調査に対するより一層の協力を得るため、1973年に閣議了解に基づき10月18日を「統計の日」と定めています。国、地方公共団体などでは、この日を中心に統計データ・グラフフェアや統計大会の開催のほか、統計功労者表彰、統計グラフ全国コンクール入賞者表彰(2018年度応募数2万7594作品)など様々な広報行事を行っています。



〈第66回統計グラフ全国コンクール  
総務大臣特別賞受賞作品〉



〈2018年度「統計の日」ポスター〉

## 国際統計事務の統括

政策統括官(統計基準担当)は、我が国における国際統計事務の統括機関です。国際的な統計の改善や発展に貢献するため、統計データの提供や国際会議における対応等において、国内関係機関の協力を得るとともに必要な調整を行っています。また、国際連合や経済開発協力機構(OECD)などの国際機関や諸外国に対して、統計に関する様々な協力を行っています。

### ◆国際会議への対応

政策統括官(統計基準担当)は、国連統計委員会、国連アジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)統計委員会、国連欧州経済委員会(ECE)の欧州統計家会議、OECD統計及び統計政策委員会など統計に関する主要な国際会議に、国内関係機関の意見を取りまとめて審議に参加し、統計分野の国際貢献に取り組んでいます。



〈国連統計委員会〉

### ◆国際的な統計事業への参加

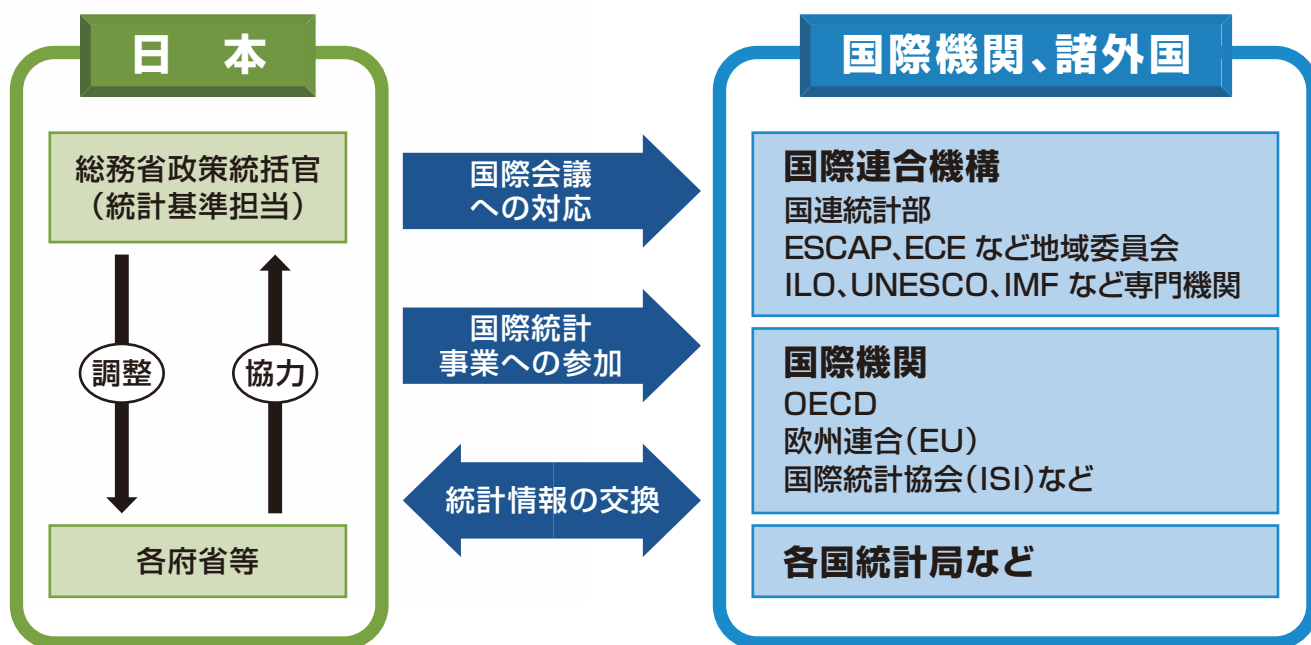
国際連合は、2015年に、2030年までの国際社会全体の開発目標である「持続可能な開発目標(SDGs)」を総会において採択しました。政策統括官(統計基準担当)は、国連統計委員会等におけるSDGsの進捗を測る指標の議論に関与し、データの整備・報告について検討しています。

世界各国において通貨の購買力を計算することにより国内総生産(GDP)の実質的な国際比較をすることを目的とする国際比較プログラム(ICP)が、OECDなどにより実施されています。政策統括官(統計基準担当)は、国内関係機関の協力を得て、価格データの提供などを行うことにより、この事業に参加しています。

国際通貨基金(IMF)は、経済・金融統計の透明性を高め、国際経済危機を事前に回避することを目的として、経済・金融データ公表基準(SDDS)プラスを設定しています。政策統括官(統計基準担当)は、SDDSプラスの調整役として国内関係機関と協力し、基準に従って我が国のデータを更新しインターネット上に公表しています。

### ◆統計情報・データの交換

政策統括官(統計基準担当)は、国内関係機関の協力を得て国連、国際機関、各国の政府統計機関などとの間で各種統計情報・データを交換しています。



### ◆国連アジア太平洋統計研修所に対する協力

国連アジア太平洋統計研修所 (United Nations Statistical Institute for Asia and the Pacific: SIAP) は、国連アジア太平洋経済社会委員会 (ESCAP) 加盟諸国の政府職員を対象に統計研修を行うことを目的とする ESCAP の補助機関であり、1970年に東京に設立され、現在、千葉市 (幕張) に置かれています。

政策統括官 (統計基準担当) は、日本国政府と国際連合との間の協定に基づき、SIAP に対する我が国の協力機関として、財政支援、建物・施設や総務省職員の役務の提供などを通じて、SIAP における研修の実施に積極的な協力を行っています。

SIAP が実施する主な研修コースは、次のとおりです。

1. インクルーシブな開発政策のための細分類された SDG 指標の統計分析コース (8週間、年1回)
2. 持続可能な開発目標 (SDGs) のモニタリングのための公的統計の理論と実務コース (15週間、年1回)
3. SDG に関する統計への新しいデータソース及び手法の利用におけるイノベーションコース (6週間、年1回)
4. 短期コース (年数回)
5. カントリーコース (年数回)
6. リージョナルコース (年数回)
7. eラーニングコース (年数回)



〈研修コース開講式〉



〈研修の様子①〉



〈研修の様子②〉

SIAP は、1970年の設立以来、2018年3月末までに、アジア太平洋域内を中心に144の国と地域から1万8000人を超える研修生を受け入れており、修了者が各国統計部局の長となるなど、統計分野における人材育成に多大な貢献をしています。



# V 独立行政法人統計センター

統計センターは、総務省統計局が所管する国勢調査などの統計編成の実務を担うほか、各府省や地方公共団体の委託を受け、各種統計編成を行っており、各行政機関等の統計整備を支援している独立行政法人です。

統計編成のほか、政府統計の総合窓口(e-Stat)、オンライン調査システム、事業所母集団データベース、統計データ提供システムなどの公的統計の業務基盤・利用基盤を各府省や地方公共団体そして国民・企業の方々へ提供する機能を果たしています。さらには、統計調査を行う行政機関等の委託を受けて、調査票情報等の保管・蓄積、匿名データの作成・提供及びオーダーメイド集計の業務サービスを提供する「統計センター統計データアーカイブ」を運営しています。

また、公的統計の二次的利用の充実と学術研究の発展を図るため、学術研究機関等と連携した取組や、公的統計の改善・発達に貢献する研究開発や学会参加、諸外国への統計技術協力などを行っています。

I 我が国の統計制度

II 統計局

III 統計研究研修所

IV 政策統括官  
(統計基準担当)

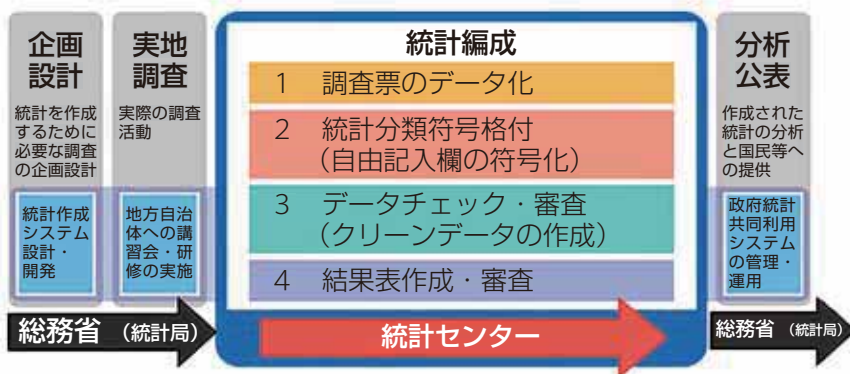
V 独立行政法人  
統計センター

付録

## 統計の作成（統計編成）

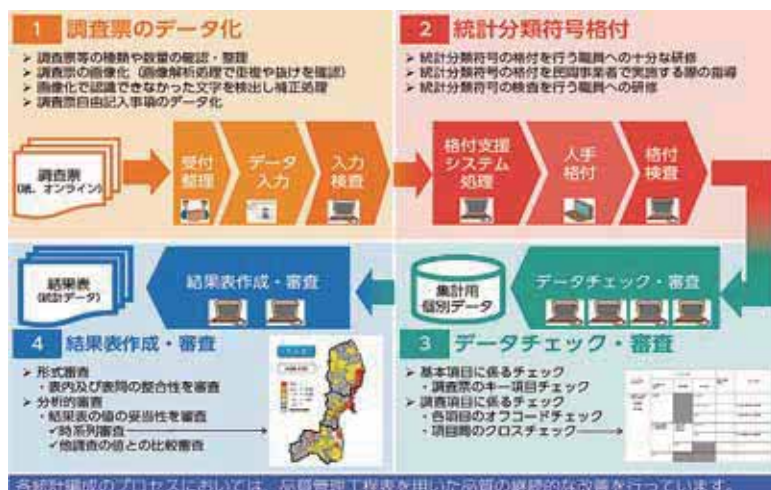
統計センターでは、統計調査によって集められた調査票を一定の手順に基づいて集計し、統計の作成(統計編成)を行います。

統計編成に当たっては、統計センターが目指す「統計の信頼性の確保」及び「統計技術の向上」に重点を置いて、統計編成実務の三原則である「正確性」(統計精度を確保すること)、「迅速性」(早期に結果を提供すること)、「経済性」(効率的な手段・方法を用いること)を満たすよう努めています。



統計センターでは、統計編成のプロセスの実施部門を担い、総務省統計局等と互いに連携・協力し、一体となって統計を作成しています。

統計編成(調査票のデータ化～結果表作成・審査まで)のプロセスは、以下4つの工程で行っています。

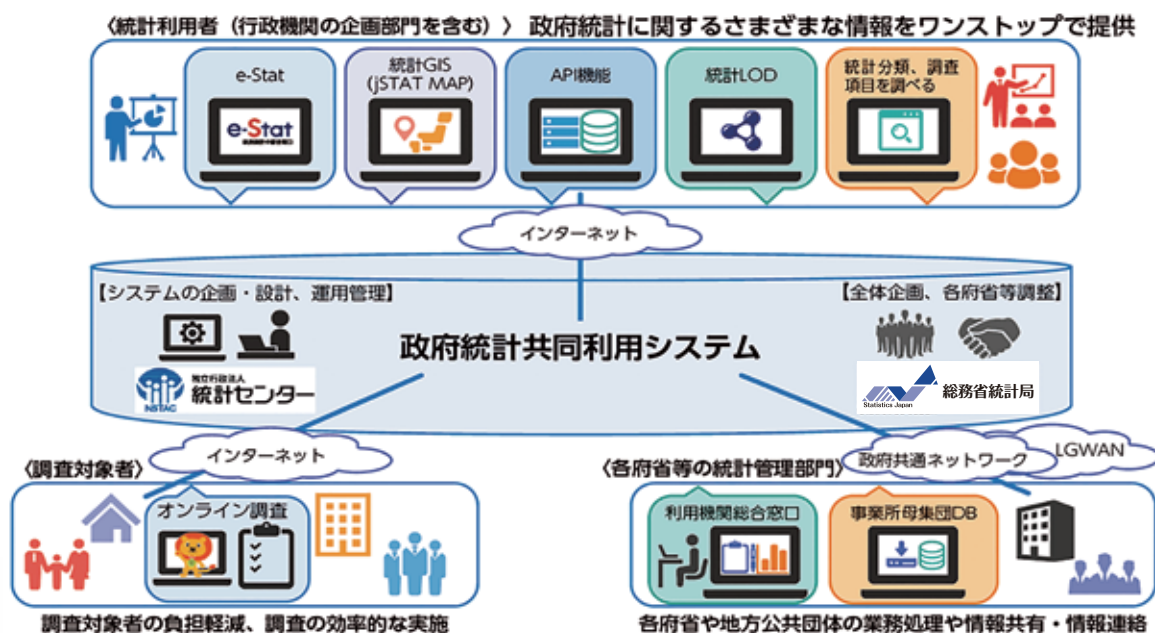


## 公的統計基盤サービス

統計センターでは、公的統計の共通的な業務基盤・利用基盤となるサービスを各府省や地方公共団体、そして国民・企業の方々に提供しています。その一つが「政府統計共同利用システム」です。

政府統計共同利用システムは、政府統計の総合窓口(e-Stat)を始め、電子調査票を用いて自宅や職場のパソコンなどから政府の統計調査に回答ができる「オンライン調査システム」や、統計データ検索・ダウンロードができる「統計情報データベース」、また事業所・企業を対象とする各種統計調査の母集団情報の管理及び標本抽出の共通処理基盤を整備している「事業所母集団データベース」など、公的統計に関連する13のシステムで構成されており、統計センターがその運用管理を行っています。

また、API機能による統計データの提供、地図で見る統計(jSTAT MAP)、統計LOD(Linked Open Data)による統計データの提供など統計データのオープン化の推進・高度化に統計局と共に取り組んでいます(e-Stat及び統計におけるオープンデータの高度化については、28ページを参照)。

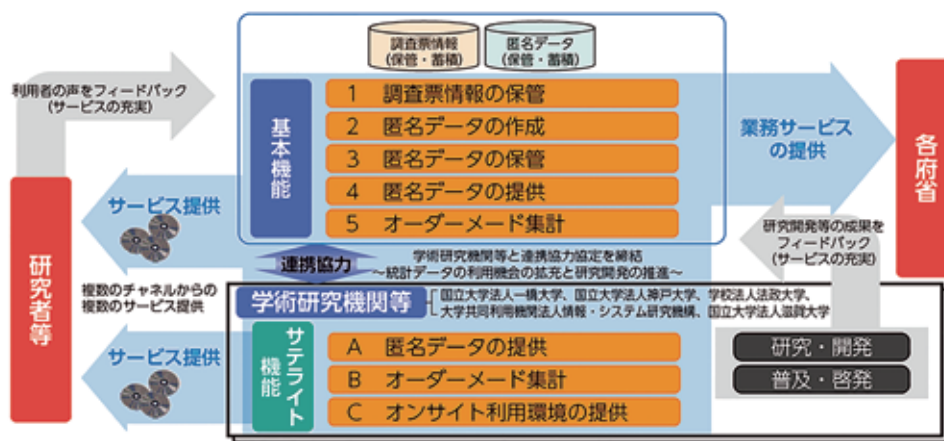


### ◆公的統計のマイクロデータ利用

国の統計調査の結果については、「政府統計の総合窓口(e-Stat)」等を通じて広く一般の方に利用いただいておりますが、このような通常の調査結果の提供に加え、公益性のある学術研究等に活用いただくため、統計センターでは「統計センター統計データアーカイブ」を運営しています。

「統計センター統計データアーカイブ」は、公的統計のマイクロデータに係るサービス(二次的利用)の効率的かつ効果的な実施を支援する観点から、統計調査を実施する行政機関等からの委託を受けて、調査票情報等の保管・蓄積、匿名データの作成・提供及びオーダーメイド集計の業務サービスを提供しています。また、公的統計の利用拡大に係る取組に賛同する法人と連携協力協定を締結し、公的統計のマイクロデータに関する研究・開発、普及・啓発を推進するほか、統計データアーカイブのサテライト機関の役割を担ってもらい、研究者等に向けた二次的利用のサービスの充実を図っています。

## 公的統計のマイクロデータ(二次的利用)基盤【統計センター統計データアーカイブ】



### ◆統計技術研究

統計センターでは、より正確な統計の編成、より迅速な統計の提供、そしてより安全な情報管理を行うため、

- 未回答や誤記入を判別し、適正化する最適なアルゴリズムの研究
- 人工知能(AI)を応用した分類の格付支援の研究
- 調査票や集計結果のデータから個体識別性を排除する秘匿処理の研究

など、最新の技術を応用しつつ、統計編成の業務に実用可能な技術研究を行っています。これらの研究成果は、実務に適用させるほか、国際会議や学会などで発表しており、公的統計の改善・発達に貢献しています。



〈国際会議での発表の様子〉

### ◆国際協力

国際的な統計行政の発展及び世界における我が国の統計行政のプレゼンス向上に貢献するため、各国や国際機関等と知見を共有し相互の統計技術の向上を図るほか、国際協力及び国際貢献の一環として、開発途上国や国際機関からの要請に応じ、技術支援を実施しています。

### ◆政府統計に関するオンライン回答サポートの開始—新たな取組

各種統計作成の基盤となる事業所母集団データベース(ビジネスレジスター)の精度向上と、調査に対する報告者負担の軽減を目的に、報告負担が大きく統計への影響が高い上場企業・売上が大きい企業などを対象としたオンライン回答サポートを2019年経済構造実態調査から開始します。



統計センター職員を企業専任のサポートスタッフとして配置し、主に以下を行います。

- ①担当企業の合併・分割等による企業・事業所の開廃、名称・所在地変更など統計調査の名簿に必要な基本的な情報を適時に把握し、事業所母集団データベース(ビジネスレジスター)に反映する
- ②統計調査の実施の際は、セキュアな環境下で、双方向のやり取りを可能とする「政府統計オンラインサポートシステム」を通じて、調査情報の提供、調査票の送受信、調査に関する個別質問の受付・回答、疑義照会などを行う

これらの支援等を統計編成業務と一体となって行うことで、正確な報告データを作成します。

# 付録

## 主要刊行物一覧

(逐次刊行)	
国勢調査報告	経済センサス-活動調査報告
住宅・土地統計調査報告	全国消費実態調査報告
就業構造基本調査報告	地域メッシュ統計地図
社会生活基本調査報告	
経済センサス-基礎調査報告	
(年刊)	
人口推計	統計でみる都道府県のすがた
住民基本台帳人口移動報告	統計でみる市区町村のすがた
労働力調査年報	日本統計年鑑
科学技術研究調査報告	世界の統計
サービス産業動向調査年報	日本の統計
家計調査年報	Statistical Handbook of Japan
家計消費状況調査年報	統計調査総覧
小売物価統計調査年報	
消費者物価指数年報	
社会生活統計指標	
(季刊、年刊)	
個人企業経済調査報告	
(その他)	
日本標準産業分類(2013年10月改定)	
日本標準職業分類(2009年12月改定)	
日本標準商品分類(1990年6月改定)	
平成23年(2011年)産業連関表(総合解説編、計数編(1)、計数編(2)、計数編(3)、計数編(4))	
平成12-17-23年接続産業連関表(総合解説編、計数編(1)、計数編(2)、計数編(3)、計数編(4))	

2018年12月現在

## 統計情報の提供状況一覧

インターネット	報告書
<p>各種統計調査の主要な公表結果、統計情報の所在案内やインフォメーションなどの統計局関連情報が掲載されている統計局のホームページは、  <a href="https://www.stat.go.jp/">https://www.stat.go.jp/</a></p> <p>日本の統計制度関連情報が記載されている政策統括官(統計基準担当)のホームページは、  <a href="http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index.html">http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index.html</a></p> <p>です。</p> <p>また、「政府統計の総合窓口(e-Stat)」において、統計データ等の各種統計情報が御覧いただけます。  <a href="https://www.e-stat.go.jp">https://www.e-stat.go.jp</a></p>	<p>統計図書館で閲覧及びコピーができます。また、各都道府県の統計主管課や図書館でも閲覧できます。</p>
	結果表の閲覧
	<p>統計図書館でCD-Rを用いて閲覧できます。なお、電磁的記録媒体を持参した方は結果表データの複製、印刷用紙を持参した方は結果表データの印刷もできます。また、一部の調査は、コンピュータの出力プリントで閲覧できます。</p>
	マイクロフィルム
	<p>結果表はマイクロフィルムにも収録されており、主に過去のデータを知りたいときに利用できます。統計図書館で閲覧ができます。また、印刷用紙を持参した方は印刷もできます。</p>
問合せ先	
<p><b>総務省統計図書館</b>  <a href="https://www.stat.go.jp/library/index.html">https://www.stat.go.jp/library/index.html</a>            〒162-8668 東京都新宿区若松町19-1</p> <p>※総務省統計図書館でのコピーサービス等の詳細については、直接電話でお問合せいただくか、ホームページを御覧ください。  <a href="https://www.stat.go.jp/library/3.html">https://www.stat.go.jp/library/3.html</a></p>	<p><b>(閲覧室)</b>            電話:03-5273-1132 FAX:03-3203-8267</p> <p><b>(統計相談窓口)</b>            電話:03-5273-1133            メール:toukeisoudan@soumu.go.jp</p>

I 我が国の統計制度

II 統計局

III 統計研究研修所

IV 政策統括官  
(統計基準担当)

V 独立行政法人  
統計センター

付録

## 統計局・政策統括官（統計基準担当）・統計研究研修所・独立行政法人統計センターの沿革及び組織の変遷

### 沿革

統計局の歴史は、1871(明治4)年、太政官正院の中に「政表課」が置かれたことに始まり、我が国近代統計の始祖杉亨二が、その課長に任ぜられました。その後、「政表課」は数次の変遷の後、1881(明治14)年に太政官の統計院、1885(明治18)年に内閣制度の発足に伴い内閣統計局となりました。さらに幾度かの組織の改編を経ましたが、1898(明治31)年の人口静態調査、1920(大正9)年の国勢調査、1927(昭和2)年の労働統計実地調査の実施を始めとする我が国における主要な統計調査の実施及び統計に関する各省庁間の調整を担当する機関として発展してきました。

この間、日本の近代的統計調査の草分けと言われる1879(明治12)年の「かいのくに げんざいにんべつしるべ甲斐国現在人別調」の実施など、我が国の重要な統計調査の礎を築くとともに、1906(明治39)年には電気集計機械の活用に努めるなど、統計の近代化のため不断の研究・開発を行ってきました。また、1921(大正10)年には、統計研究研修所の前身である統計職員養成所を開設しました。

第2次世界大戦後においては、我が国の統計制度の飛躍的拡充を図るため、各省庁に統計担当部局などが相次いで設置され、これに伴い内閣統計局の担当事務のうち、人口動態調査は厚生省、毎月勤労統計調査は労働省、また、統計業務の調整については、統計委員会に移管されました。統計委員会は、統計機構及び統計体系の確立、その他統計制度全般の整備活動を行い、その後、行政管理庁にその機能を引き継ぎました。一方、内閣統計局は、総理庁の設置に伴い、総理庁統計局となり、「国勢の基本に関する統計調査」の実施及び製表等を行うこととなった後、総理府の設置に伴い総理府統計局となりました。



<国勢院(1920年~1922年(大正9年~11年)に設置)庁舎正面>

また、1947(昭和22)年3月には我が国の統計に関する基本法である統計法が成立・公布され、同年5月に施行し、1952(昭和27)年には統計報告調整法が公布・施行されています。

1984(昭和59)年には、社会経済の進展に伴い、統計の改善発達を一層推進していくため、総理府統計局及び行政管理庁行政管理局(統計主幹)を統合再編し、総務庁統計局及び統計センターが設置され、我が国の統計行政の中核的機能にふさわしい体制に整備されました。

2001(平成13)年1月の中央省庁再編に伴い、統計局及び統計センターは総務省に置かれました。その後、2003(平成15)年4月には、統計センターが独立行政法人化され、統計研修所は総務省の施設等機関となりました。

さらに、2005(平成17)年8月には経済社会の変化に的確に対応した統計の整備を推進し、統計制度・統計行政に関する企画立案機能の一層の充実を図るため、統計局統計基準部の機能が政策統括官(統計基準担当)に移行しました。

2007(平成19)年5月には、60年ぶりに統計法が抜本改正・公布(統計報告調整法は廃止)され、2009(平成21)年4月に全面施行されました。

2016(平成28)年4月には内閣府・内閣官房のスリム化の一環で、統計委員会が内閣府から総務省に移管され、その翌年の2017(平成29)年4月には、統計研修所に統計技術の研究に関する機能を新たに加え、名称も統計研究研修所へ変更されました。

2018(平成30)年6月には、統計法及び独立行政法人統計センター法が一部改正・公布され、現在に至っていません。

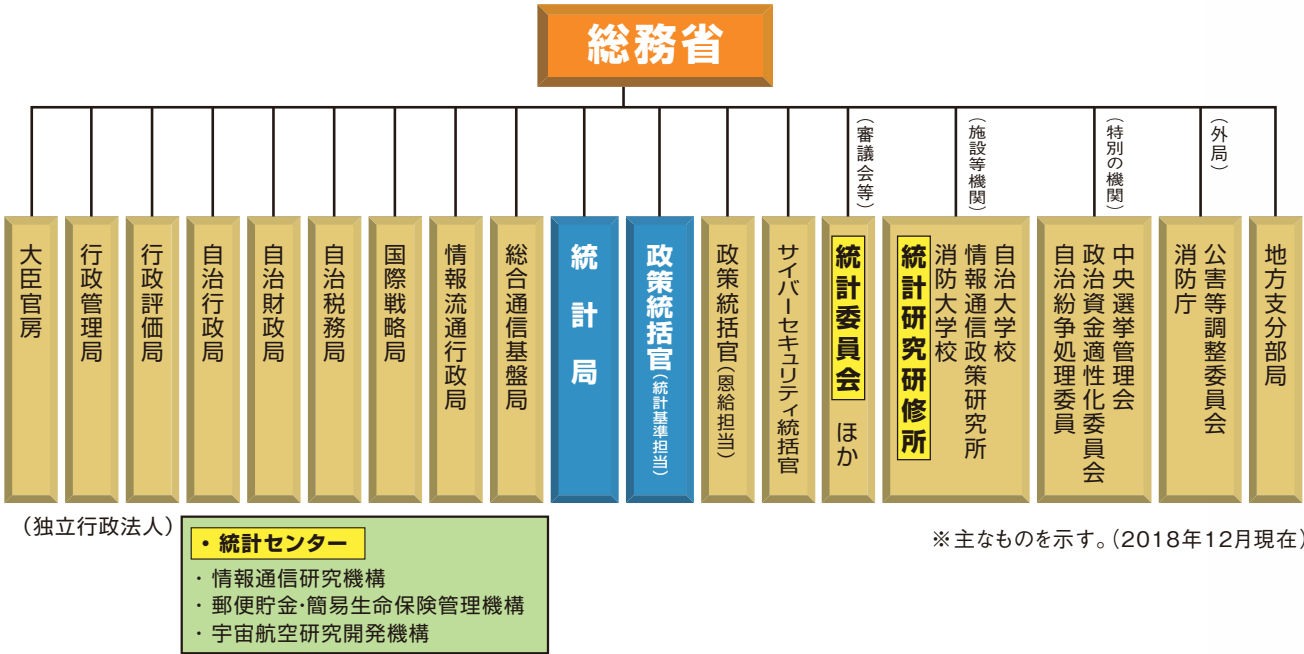


<若松町(現統計局敷地)旧庁舎の正面>

## 年 表

年 月	事 項
1871年12月 (明治4年)	太政官正院に「政表課」が置かれる。
1872年10月	正院分課制定により、「地誌課政表」が置かれる。
1874年3月	正院外史に「政表課」が置かれる。
1875年9月	政表課が廃止され、「第五科政表掛」が置かれる。
1877年1月	政表掛は、「調査局」の所管となる。
1880年3月	調査局が廃止され、「会計部統計課」が置かれる。
1881年5月	会計部統計課が廃止され、太政官に「統計院」が置かれる。
1882年9月	統計委員会が置かれる。
1885年12月	内閣制度の発足に伴って統計院は廃止され、「内閣統計局」が置かれる。
1893年11月	内閣統計局は、「内閣書記官室統計課」となる。
1898年11月	内閣書記官室統計課は、「内閣統計局」となる。
1918年5月 (大正7年)	内閣に「臨時国勢調査局」及び「国勢調査評議会」が置かれる。
1920年5月	内閣統計局と軍需局を統合し、内閣に「国勢院」が置かれ、統計部門は同院「第一部」となる。
1920年10月	第1回国勢調査を実施する。内閣に中央統計委員会が置かれる。
1921年2月	国勢院第一部で統計職員養成所を開設する。
1921年4月	臨時国勢調査局が廃止され、その事務及び職員は国勢院第一部に引き継がれる。
1922年11月	国勢院が廃止され、同院第一部は内閣の機関(外局)としての「統計局」となる。
1924年12月	統計局は、「内閣統計局」となる。
1940年12月 (昭和15年)	中央統計委員会が廃止される。
1942年11月	行政機構の改革により、内閣統計局は内閣の機関(外局)としての「統計局」となり、同局長は、企画院総裁の指揮監督を受けることとなる。
1943年11月	企画院の廃止に伴い、統計局は「内閣統計局」となる。
1946年12月	統計委員会が設置される。 〔内閣統計局の所掌していた①行政各部統計の統一に関する事項②国際統計事務に関する統轄事項③内外統計書の交換に関する事項④各庁統計主任者の招集及び会議に関する事項等が移管された。〕
1947年3月	統計法が公布される(5月1日施行)。
1947年5月	総理庁の設置により、内閣統計局は「総理庁統計局」となる。
1947年10月	統計局に臨時統計職員養成所が附置される。
1948年4月	臨時統計職員養成所は、統計職員養成所となる。
1949年6月	総理府の設置により、総理庁統計局は「総理府統計局」、統計職員養成所は総理府本府の附属機関、統計委員会は総理府の外局となる。
1949年10月	「第一回日本統計年鑑」を刊行する。
1952年8月	統計委員会は、行政管理庁と統合し、「行政管理庁統計基準部」となる。また、諮問機関として統計審議会が設置される。
1957年8月	行政管理庁統計基準部は、「行政管理庁統計基準局」となる。
1968年6月	行政管理庁統計基準局は、「行政管理庁行政管理局統計主幹」となる。
1971年4月	統計職員養成所は、総理府統計研修所(附属機関)となる。
1984年7月	総務庁の設置により、総理府統計局の総務課、統計情報課及び調査部の各課と行政管理庁行政管理局統計主幹が合併し「総務庁統計局」となる。また、総理府統計局製表部が総務庁の施設等機関である「総務庁統計センター」となり、「総務庁統計センター統計研修所」が附置される。
2001年1月 (平成13年)	総務省の設置により、総務庁統計局は「総務省統計局」、総務庁統計センターは「総務省統計センター」となる。
2003年4月	総務省統計センター(統計研修所を除く。)は独立行政法人化され、総務省統計センター統計研修所は「総務省統計研修所(施設等機関)」となる。
2005年8月	総務省統計局統計基準部は、「総務省政策統括官(統計基準担当)」となる。
2007年5月	統計法が全面改正される(5月23日公布)。
2007年10月	統計審議会は廃止となり、内閣府に「統計委員会」が設置される。
2009年4月	統計法が全面施行される。
2016年4月	統計委員会が総務省に移管される。
2017年4月	統計研修所は、「統計研究研修所」となる。
2018年6月	統計法及び独立行政法人統計センター法が一部改正される(6月1日公布)。

## 総務省の組織図



## 基幹統計一覧

内閣府	厚生労働省	国土交通省
国民経済計算(※)	人口動態統計 毎月勤労統計 薬事工業生産動態統計 医療施設統計 患者統計 賃金構造基本統計 国民生活基礎統計 生命表(※) 社会保障費用統計(※)	港湾統計 造船機統計 建築着工統計 鉄道車両等生産動態統計 建設工事統計 船員労働統計 自動車輸送統計 内航船舶輸送統計 法人土地・建物基本統計
<b>総務省</b>	<b>農林水産省</b>	<b>内閣府、金融庁、総務省、財務省、 文部科学省、厚生労働省、農林水産省、 経済産業省、国土交通省及び環境省</b>
国勢統計 住宅・土地統計 労働力統計 小売物価統計 家計統計 個人企業経済統計 科学技術研究統計 地方公務員給与実態統計 就業構造基本統計 全国消費実態統計 社会生活基本統計 人口推計(※)	農林業構造統計 牛乳乳製品統計 作物統計 海面漁業生産統計 漁業構造統計 木材統計 農業経営統計	産業連関表(※)
<b>財務省</b>	<b>経済産業省</b>	<b>総務省及び経済産業省</b>
法人企業統計	工業統計 経済産業省生産動態統計 商業統計 ガス事業生産動態統計 石油製品需給動態統計 商業動態統計 特定サービス産業実態統計 経済産業省特定業種石油等消費統計 経済産業省企業活動基本統計 鉱工業指数(※)	経済構造統計
<b>国税庁</b>		
民間給与実態統計		
<b>文部科学省</b>		
学校基本統計 学校保健統計 学校教員統計 社会教育統計		
		<<合計 56統計>> (2018年12月現在)

(※)は、他の統計を加工することによって作成される「加工統計」であり、その他の統計は、統計調査によって作成される。

## 総務省統計局・政策統括官（統計基準担当）・独立行政法人統計センター

〒162-8668 東京都新宿区若松町19-1

[電話] 統計局・政策統括官(統計基準担当)

:03-5273-2020

統計センター:03-5273-1200

[ホームページ]

統計局 <https://www.stat.go.jp/>

政策統括官(統計基準担当)

[http://www.soumu.go.jp/toukei\\_toukatsu/index.html](http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index.html)

統計センター

<https://www.nstac.go.jp/index.html>



### 交通

#### 地下鉄

都営大江戸線 若松河田駅から徒歩約5分

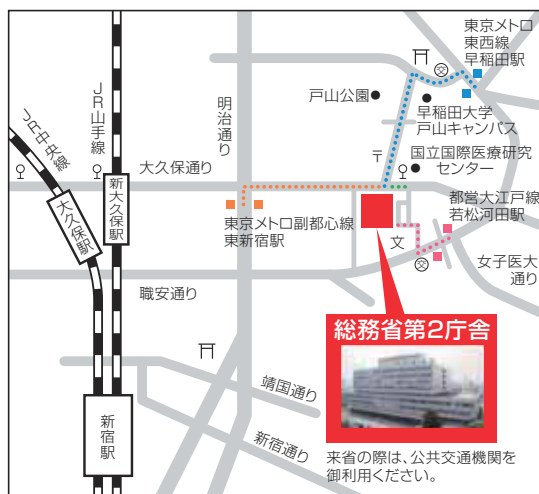
東京メトロ東西線 早稲田駅から徒歩約15分

東京メトロ副都心線 東新宿駅から徒歩約10分

都営バス(新大久保・大久保駅から)

新橋駅行き 飯田橋駅行き(約10分)、国立国際医療研究センター前下車すぐ

### <周辺地図>



## 総務省統計局統計データ活用センター

〒640-8203 和歌山県和歌山市東蔵前丁3-17

南海和歌山市駅ビルオフィス棟5階

[電話] 073-425-0205

[ホームページ]

<https://www.stat.go.jp/rikatsuyou/index.html>



### 交通

#### 南海電鉄

南海本線 和歌山市駅(直結)

#### JR

阪和線、紀勢本線等 和歌山駅下車

[バス利用] JR和歌山駅バスターミナル3番乗場から乗車、

南海和歌山市駅前(終点)下車

[タクシー利用] JR和歌山駅よりタクシーで約10分

### <周辺地図>



## 総務省統計研究研修所

〒185-0024 東京都国分寺市泉町2-11-16

[電話] 042-320-5870

[ホームページ]

<https://www.stat.go.jp/training/index.html>

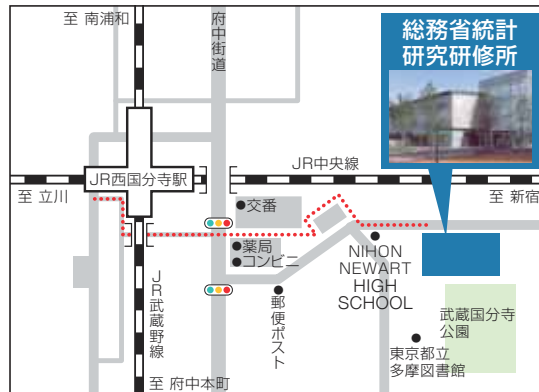


### 交通

#### JR

中央線・武蔵野線 西国分寺駅南口から徒歩約6分

### <周辺地図>



<このパンフレットに関するお問合せ>

総務省統計局統計利用推進課

電話:03-5273-1023(直通) メール:y-senryaku@soumu.go.jp

(2019年3月発行)

印刷用の紙にリサイクルできます。